

**2015年度
横浜市の予算編成に対する
日本共産党の要望と回答**

要望提出 2014年9月1日

回答受理 2015年3月20日

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室
TEL. 045-671-3032 FAX. 045-641-7100

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 2015年度予算編成にあたっての要望 | 2 |
| 【政策局】 | 3 |
| 【総務局】【危機管理室】 | 7 |
| 【財政局】 | 9 |
| 【市民局】 | 12 |
| 【文化観光局】 | 12 |
| 【経済局】 | 13 |
| 【こども青少年局】 | 17 |
| 【健康福祉局】 | 22 |
| 【温暖化対策統括本部】【環境創造局】 | 37 |
| 【資源循環局】 | 40 |
| 【建築局】 | 41 |
| 【都市整備局】 | 43 |
| 【道路局】 | 46 |
| 【港湾局】 | 48 |
| 【消防局】 | 51 |
| 【水道局】 | 52 |
| 【交通局】 | 53 |
| 【病院経営局】 | 53 |
| 【教育委員会】 | 54 |

注意：回答欄の局名は、（回答区・局等）〔共管区・局等〕です。

2014年9月1日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市会議員団
団 長 大 貫 憲 夫

2015年度予算編成にあたっての要望

林市長におかれては、2期目の市政運営として、2年目を迎えておられます。私たちが憂慮しているのは、安倍政権がすすめる経済政策・アベノミクスを取り込んで横浜市のまちづくりを推進し、財政運営されていることです。

アベノミクス第2の矢は大型開発事業の財政出動を行うもので、本市における高速横浜環状道路北西線・南線、国際コンテナ戦略港湾の南本牧ふ頭整備事業には、特段の国費が投入されています。それに伴い、市費投入もテンポアップしています。新市庁舎建設も巨大公共事業であり、国の政策に沿うものです。これらは、国債と市債の発行残高増をもたらし、少子高齢化社会の進行のなか、次世代への負担のつけ回しとなります。一方、市債発行額に上限のあるなかで、これらの事業によって、生活関連のインフラ整備や防災対策が所要の予算を確保できないでいます。その分、市民生活が置き去りとなっています。

安倍首相は、カジノについて「日本の成長戦略の大きな目玉の一つ」と公言し、5月30日にはシンガポールを視察し、「IRが実際に大きな成功を収めている姿を視察した。観光振興、地域振興、産業振興に資することが大きい」と、カジノ解禁に極めて積極的です。林市長は7月30日の記者会見で、カジノについて「シンガポールは（年間売り上げが）4000億円を超えている」と、増収増対策として「将来のためにやっていくべき」と明言されています。ここでも国と同じスタンスです。

各種大型公共事業を東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて前倒し執行することは、財政負担だけでなく、建設職人不足、資材高騰をもたらし、3・11被災地の復興事業の足を結果として引っ張ることになるということに目を向けるべきです。もともと、横浜環状北西線にしても新市庁舎にしても、東京オリンピック・パラリンピック成功となんら関係がない事業です。

こうした国策に追随する市政は、憲法が規定する地方自治体のあり方に根本から反しています。地方自治体が国の下請けとなることは、旧憲法への逆戻りです。

本要望書は、市内の諸団体との懇談で出された要望や、市議団が取り組んだ市民アンケートに寄せられた要望などを局別にまとめたものです。中学校給食の実施や、全国的にみても大きく遅れている小児医療費無料化の年齢引き上げなどは急務です。

その実現には、当然のこととして財源が必要です。国策追随路線を転換し、そこから必要な財源を捻出すれば、これらの要望は実現することができます。この立場から予算編成を切望するものです。

【政策局】

1. 人口減少社会にむけて

(1) 高齢化や人口減少に伴い、買い物や通院などの足の確保が困難な地域が拡大している。地域の社会的条件・環境等の変化に即して、公共交通路線の再編・新設や各種移動手段の導入を進め、公共交通網の再構築を図ること。

<回答>

(都市整備局) [政策局、道路局、交通局] 横浜都市交通計画の中で「地域の足としての路線バスの維持・充実」や「地域の特性やニーズにあった交通サービスへの支援」を掲げており、誰もが移動しやすい交通の実現を目指して引き続き取り組みます。

(2) 税収・雇用等の確保策としてカジノ誘致は行わないこと。

<回答>

(政策局) IR推進法が成立することが前提ですが、IRは、都心臨海部を再生・機能強化していくことや、観光・MICE都市を拡充していくための有効な手法の一つであると考えています。引き続き、国の動向を注視しながら総合的に検討していきます。

2. 公共施設の保全・長寿命化

(1) 新市庁舎建設や高速横浜環状道路など新規大型公共事業偏重を見直し、既存の公共施設の保全事業に軸足を移し、所要の予算を計上すること。

<回答><回答>

(財政局) [政策局] これまでも本市では、市民の安全安心を確保するため、公共施設に対して必要な保全費を計上するとともに、将来の横浜を見据え、経済活性化や防災・減災上重要な施策について予算を確保してきました。

今後も厳しい財政状況が続く中、政策の優先順位、必要性を吟味し、持続可能な財政状況を維持していきます。

3. 大都市制度

(1) 第30次地方制度調査会の答申に基づいて、総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くこと。

<回答>

(政策局) [政策局、財政局、市民局] 総合区については、総合区と現行の区の役割の整理や、区に移譲すべき事務権限の検討など課題もありますので、慎重に判断すべきと考えています。

(2) 区の役割が拡充できるように、予算編成権や区長の準公選制などについて、具体的に検討すること。

<回答>

(政策局) [市民局] 特別自治市における区の役割や区長の位置づけについては、横浜市の一体性と住民自治を制度的に強化していく観点から、検討していきます。

(3) 区政における住民参画機会の仕組み(区協議会)の設置や、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など、新たな仕組みづくりを進めること。

<回答>

(政策局) [市民局] 横浜特別自治市大綱において示している、「区政における住民参画機会の仕組み(地域で活動する区民の視点で区政に参加する場)の設置」や「地域の様々な団体や

人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充」など、住民自治の強化について、引き続き検討していきます。

4. 米軍基地、同跡地関係

(1) 横須賀港を母港とする米原子力空母の存在を正しく認識し、「防災計画」の中に位置付けること。原子力事故に対応するため、国任せにせず市として住民の避難計画を策定し、そのために必要な機材・装置の配備を整えること。

<回答>

(総務局) [政策局、健康福祉局] 横浜地域は、国の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に定める応急対応範囲には含まれていないことなどから、原子力艦についての原子力災害対策を防災計画に盛り込む予定はありません。しかし、万一、本市に放射性物質等による影響が及ぶ場合には、防災計画「都市災害対策編」の放射性物質災害対策を準用し、対応してまいります。

(2) 池子米軍住宅の横浜地域側での追加建設計画の撤回を国に求めること。

<回答>

(政策局) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜地域への住宅等建設については、平成16年9月の「横浜地域での住宅等の建設、施設の返還に係る具体的協議に応じる。」とした方針に基づき対応していきます。

(3) ノースドッグ、鶴見貯油施設、返還が日米合意されている根岸米軍住宅の早期返還を国・米軍に働きかけること。

<回答>

(港湾局) 引き続き、米軍施設及び区域の早期返還に向けて、市民・市会・行政が一体となった取組を進めていきます。

(4) 深谷通信所跡地(国有地)の利用については、無償貸与ならびに譲与を国に働きかけること。防衛省は、野球場や菜園など地域住民の利用を来年3月末までで打ち切るとしているが、引き続き利用できるようにすること。さらに、跡地利用計画は、地元の要望を十分取り入れて作成すること。

<回答>

(政策局) [戸塚区、泉区] 旧深谷通信所跡地(国有地)について、返還財産の処分条件に基づいた適切な処分を国に求めています。

また、平成27年4月以降の利用については、公平性を考慮しながら、これまでの経過も踏まえ、野球やゲートボールのほか、周辺の皆様のための広場として利用できるよう調整を進めています。

跡地利用については、これまで利用されてきた皆様のご意見のほか、様々なご意見を頂いております。今後も皆様からのご意見を参考にしながら、跡地利用計画の検討を進めていきます。

(5) 来年返還予定の上瀬谷通信基地跡地の利用については、地権者及び横浜市民の要望を最大限生かすよう、市として積極的に国に働きかけること。

<回答>

(政策局) 上瀬谷通信施設の跡地利用については、米軍施設返還跡地利用指針に基づき「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」の形成を目指しています。跡地利用の具体化にあたっては、

横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画に基づき、民間土地所有者の意向や、地元の意見・要望等を踏まえ検討を進めています。

(6) 米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民のライフラインをはじめとする生活権を保障するように、米軍および国に対して働きかけること。

<回答>

(政策局) 米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民の生活環境が維持されるよう、国に適切に対応するよう求めています。

5. 平和都市

(1) 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう、国へ申し入れること。

<回答>

(政策局) 我が国の安全保障に関することは、国の専管事項であり、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

(2) 平和市長会議への参加にふさわしく、横浜市として非核平和都市宣言を行うこと。

<回答>

(政策局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、各国の核実験（臨界前核実験を含む）に際し、実施国に対する中止要請・抗議を行うなど、平和を希求する姿勢を国内外へ発信しております。また、平和啓発や海外諸都市との交流、協力事業を実施するなど、国際平和の実現に向けた活動を進めています。現在のところ、本市として非核平和都市宣言を行う予定はありませんが、今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

(3) ピースメッセンジャー都市である横浜市が管理する横浜港への自衛隊艦船や米軍軍艦の軍事的利用については、入港・接岸を認めないこと。

<回答>

(港湾局) 入港の希望があった場合には、その目的と船舶の形状等を精査したうえで、市として、適切に対応していくべきものと考えております。

(4) 広島・長崎市主催の平和式典や原水爆禁止世界大会等への市民代表の派遣など、核兵器の廃絶・米軍基地の撤去等をめざす平和活動への支援及び広報予算を大幅に拡充すること。

<回答>

(政策局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

(5) 横浜大空襲の日(5月29日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化すること。

<回答>

(政策局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。現在のところ、「平和の日」の設定予定はありません。

(6) 空襲・戦災の悲惨さを後世に伝えるために「横浜平和会館(仮称)」を、都市発展記念館とは別に設置するよう検討すること。

<回答>

(政策局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。現在のところ、平和会館等の整備予定はありません。

(7) 本市防災訓練に米軍の参加を求めないこと。

<回答>

(総務局) [政策局] 大規模災害発生時には、市民の生命や生活を守るため、国内の防災関係機関だけではなく、海外の各機関とも協力・連携する必要があります。そのため、米軍を含む防災関係機関と連携した防災訓練を行うことは、重要であると考えています。

(8) 米軍が厚木基地を使用するオスプレイの運用については、県内基地関係市と連携し、反対を貫くこと。

(政策局) オスプレイについては、未だ多くの住民の方々の不安が払拭されていないことから、神奈川県や厚木基地関係市とともに、自治体や住民に対して丁寧かつ具体的な説明を行うことなどについて、国に要請しています。

(9) 自衛隊の各区行事等への参加は、自衛隊のPRに行政が手を貸すことになるため、やめるよう各区へ伝えること。

<回答>

(市民局) 自衛官募集事務は、国からの法定受託事務として実施しており、今後も法令等に基づいて行ってまいります。なお、各区行事への参加は、各区の判断で行われていると認識しています。

(10) 集団的自衛権行使容認の閣議決定に伴い自衛官募集が強化されているが、募集業務に関して市として便宜を図らないこと。

<回答>

(市民局) 自衛官募集事務は、国からの法定受託事務として実施しており、今後も法令等に基づいて行ってまいります。

6. 原子力発電所関連

(1) 浜岡原子力発電所は、東海地震の予想震源域にあり、直下の活断層が指摘されている。横浜市は偏西風によって放射能の影響を受ける恐れがあるため、廃炉を強く国に求めること。

<回答>

(環境創造局) 原発に関する施策については、安全性の確保を最優先に考え、その上で、経済の側面、地球温暖化など、さまざまな影響を考慮し、総合的に判断していく必要があると考えています。

(2) 大飯原子力発電所運転差し止め判決を受け、国内すべての原発の再稼働中止を国と東京電力に求めること。

<回答>

(環境創造局) 原発に関する施策については、安全性の確保を最優先に考え、その上で、経済

の側面、地球温暖化など、さまざまな影響を考慮し、総合的に判断していく必要があると考えています。

(3) 放射能汚染対策として東京電力へ賠償請求している約 38 億円の支払いを強く求め、応じない額については訴訟を提起するなど、対応を強化すること。

<回 答>

(財政局) 今後も、早期に賠償金が支払われるように、東京電力に対して粘り強く働きかけを行っていきませんが、東京電力より支払いが行われない場合には、他都市とも情報交換・連携を図りつつ、様々な対応方法について検討を進めていきます。

【総務局】【危機管理室】

1. 新市庁舎建設計画

(1) 現行の新市庁舎建設計画は、東日本大震災の復興を優先させるためにも白紙に戻し、位置、必要な規模や市役所のあり方について、市民的議論を重ねた上で、再検討すること。

<回 答>

(総務局) 新市庁舎整備については、「市民の皆さまからのご意見や、平成 24 年、25 年に議会に設置された「新市庁舎に関する調査特別委員会」での議論を踏まえ、「新市庁舎が備えるべき機能」や「新市庁舎の規模」、「新市庁舎の整備場所」等を検討し、「新市庁舎整備基本構想」及び「新市庁舎整備基本計画」を策定しました。

こうした経緯を尊重するとともに、執務室の分散化や年間 20 億円を超える賃借料負担など、現市庁舎の抱える喫緊の課題を解決するためにも、「新市庁舎整備基本計画」の方向性に沿って事業を進めてまいります。

2. 市民利用施設の統廃合計画

(1) 公園プール・余熱利用温水プールは統廃合せず、利用促進をいっそう図り、存続すること。

<回 答>

(環境創造局) [総務局] 26 年度の利用促進、経営改善を踏まえ、27 年第 2 回定例会にて各施設の方針の方向性をお示ししてまいります。

(下線部について回答) (市民局) 26 年度に利用促進、経営改善に十分取り組んだ後、27 年第 2 回定例会にて各施設の方針の方向性をお示ししてまいります。

3. 横浜市防災計画のさらなる改善

(1) 防災・減災の目標として、「人命被害ゼロ」を明確に掲げること。

<回 答>

(総務局) 市防災計画では、「被害を出さない地域・社会の実現」を目標としています。10 年間の行動計画を定めた地震防災戦略では、減災目標として死者数の半減等を掲げていますが、中長期的には限りなく被害ゼロに近づけることを目指しています。

(2) 災害の未然防止対策を最優先に位置付けるとともに、新しい知見、経験を反映させて「防災計画」、「地震防災戦略」等の防災対策・施策を適宜に見直し、改定すること。

<回 答>

(総務局) 横浜市防災計画については、災害対策基本法の改正や、国の防災基本計画の修正等を踏まえ適宜見直しを行っており、今年度は地区防災計画の提案制度が創設されたため、住民等

へ必要な支援を行います。

また、地震防災戦略については、おおむね3年程度で見直しを実施することとしています。見直しにあたっては、事業ごとに進捗状況をしっかり把握するとともに、市民の皆様へのアンケート等を行い、市民の皆様の「備え」の状況、意識を把握した上で、施策の見直しや追加対策の実施を行ってまいります。

(3) 差し迫っているとされる首都直下型大地震を正面にとらえ、災害の未然防止の「備え」に力を傾注すること。

首都直下型大地震の被害については、関東大震災をはじめ、直近の阪神淡路大震災、中越大地震の実体験や文書記録など、情報、データが豊富に存在している。特に関東大震災の検証に基づいて、未然防止の「備え」について市民に周知すること。

<回 答>

(総務局) 自助・共助の備えについては、減災パンフレット「わが家の地震対策」を平成25年6月に全戸配布し、周知を行いました。

「わが家の地震対策」は引き続き、転入者へも配布するとともに、関東大震災で特に問題になった火災対策については、通電火災を防止する感震ブレーカー設置補助等を進めています。

また、自助・共助の大切さを世代を超えて共有するため、「よこはま地震防災市民憲章」のチラシを各種イベントで配布するほか、「わが家の地震対策」DVDを各種研修で放映するなど対応に努めています。

(4) 本市のまちづくりに関わるすべての機関・機構の構成に災害・防災対策の専門家の参加を求めること。

横浜駅周辺地区をはじめ本市の都心臨海部のほぼ全域が津波浸水地域であること、埋め立て・盛土造成地盤や木造住宅密集地区が広大であること、多数の危険物大量保管施設が立地すること等々から、本市の災害特性をふまえた災害・防災対策を基本に位置づけたまちづくり計画とすること。

<回 答>

(都市整備局) [建築局、総務局] 本市の都市計画の基本的な方針である「横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)」は、平成25年3月に改定していますが、部門別の方針「都市防災の方針」は、防災計画の基本的な考え方と整合を図り、改定しています。

また、現在、見直しに向けて検討を行っている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等についても、本市の防災計画を踏まえるとともに、専門家の方々の御意見をいただきながら進めています。

今後も、各地区のまちづくり計画については、これら上位計画を踏まえ、作成を進めていきます。

また、本市防災計画においても防災都市づくりの基本的な考え方や必要な施策について定め、「横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)」とともに防災都市づくりを推進することとしています。

(5) 「わが身・わが家族・わが地域は自ら守る」ことを、市民の共通認識とするよう、啓発を強化すること。

パンフレット「わが家の地震対策」は、配布しただけで終わっており、活用されていない

め、地震防災市民憲章とともに、市民への啓発の重要なツールとして、あらゆる機会に活用することを全庁あげて実践すること。また、耐震・耐火化の住宅改修が、「わが身、わが家族、わが地域を守る」上で、最優先・重要な課題であることをすべての市民・世帯に、理解されるような様々な方法で啓発を強化すること。

<回 答>

(総務局) [建築局] 「わが家の地震対策」の活用については、まず内容をよりご理解いただくため、映像で分かりやすくまとめたDVDを作成し、市内ケーブルテレビ局での放映や、区役所窓口での放映を行いました。また、冊子、DVDともに、防災講演会や講習会等で活用してまいりました。さらに、26年度から共助への支援として新たに実施した「防災・減災推進研修」でも教材として活用しています。

4. 土砂災害対策

(1) 本市の災害特性の代表的なものは、市内全域に急傾斜斜面地・崖があり、人工地盤である谷を埋めた盛土造成地等の不安定地盤が広大に存在していることであり、昨今の記録的豪雨が発生した場合、これらの不安定地盤が破壊される可能性が大きい。

広島市での土砂災害を教訓に、本市においても記録的豪雨による土砂災害に備え、370万市民の命と財産を守る本市の使命に照らし、国・県の指示を待つのではなく、災害特性に見合った本市独自の被害想定、災害の未然防止策を確立すること。

<回 答>

(総務局) [建築局] 平成25年度より検討を行っている「がけ地総合対策事業」の新たな5つの取組として、崖地の現地調査や減災効果のある暫定工法の選定に関する助言など、本市独自の取組を平成27年度より本格実施します。

また、大規模盛土造成地においては、平成24年度から調査を行っており、今後大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある造成地について、本格的な調査を実施する予定です。

(2) 上記の対策を確立させるために、専門家の英知を結集した研究・検証する体制を確立すること。

<回 答>

(建築局) 建築局では、平成26年度より市内の崖地や造成宅地における災害の防止対策を促進するため、地質学や砂防学、法律分野などの学識経験者で構成された「横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会」を設置しています。引き続き委員会の意見等を踏まえ、崖地の防災対策を強く推進していきます。

【財政局】

1. 市民利用施設

(1) 多くの施設で利用料値上げとなる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、利用抑制につながるため、撤回すること。

<回 答>

(財政局) 「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、市民負担の公平性の観点から基本となる考え方を策定したものです。

今後、個々の施設において、コスト削減や利用者増の工夫など、施設の効率的・効果的な管

理・運営に取り組みます。また、料金改定を行う必要がある場合でも、多くの施設で一斉改定したり、急激に利用者負担を引き上げることがないように、市民負担に配慮しながら進めていきます。

(2) 県有施設の機能縮小・統廃合、市町村・団体への補助金・負担金の廃止・削減については、引き続き反対の意思を示すこと。

<回答>

(財政局) 県有施設や補助金の見直しは、市民生活に与える影響が大きいことから、真に求められる県民、市民サービスを確実に提供していく視点から県市で連携・協力を図り、課題解決に向けた取組を推進するよう、引き続き働きかけを行っています。

2. 公共施設跡地利用

(1) 市民の財産である学校や区役所などの公共施設跡地の利用については、地域住民・区民の要望を聞いて決めること。

<回答>

(財政局) 用途廃止となった公共施設の跡地利用については、平成23年4月に策定した「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、施設の状況及び地域の状況などを踏まえ、総合的な観点から、関係区局において幅広く検討を行います。

3. 入札・契約

(1) 予定価格の設定にあたっては、国交省の要請に基づいた適正価格によって積算するとともに、法的根拠のない「歩切」はやめ、小規模工事も含めて最低制限価格を95%以上に設定すること。

<回答>

(財政局) 予定価格の設定については、材料単価は年4回の定期改定のほか、主要資材を毎月調査し、大きな変化があれば臨時改定を行っています。今後も、市場価格の適切な反映に取り組めます。

本市においては、いわゆる「歩切」は行っていません。

最低制限価格については、工事価格の基となる直接工事費や共通仮設費などの経費に、それぞれ一定の係数を乗じて算出していますが、平成26年6月には、このうち資材費や労務費など企業による工夫の余地が少ない経費である直接工事費を乗じる係数を95%から100%に引き上げ、合わせて設定範囲の上限も90%から95%に見直しました。

最低制限価格については、引き続き適切に運用してまいります。

(2) 工事によりばらつきが起きないように、設計内訳書の積算資料を公表すること。

<回答>

(財政局) 積算基準につきましては建築工事積算要領、建築工事積算マニュアルや土木工事標準積算基準書等が公表されています。資材単価につきましても各局で公表を進めています。一般的に資材等は汎用品を使用するものとし、製品指定による発注を行っていませんので、見積単価につきましては見積先や品番を公表していません。そのため、見積単価につきましては、原則的には公表していませんが、資材等の性能や仕様等の条件が設計図書で確認できるように、分かりやすい設計図書づくりに努めます。

(3) 公共工事代金の支払いについては請求書提出から20日以内を遵守すること。

<回 答>

(財政局) 工事代金の支払期限につきましては、平成 20 年 11 月の通知により、適法な請求書を受理した日から起算して 20 日以内に短縮しています。請求書の受理日は、工事完成検査日を基本とし、手直しがあつた場合には、その手直しが確認された日以降で請求書を受理した日となります。引き続き、各局とも適切かつ迅速な支払いに努めます。

(4) 市の事情による設計変更や追加工事が生じた場合には、適切な契約変更を行い、必要な工事代金を支払うこと。

<回 答>

(財政局) 設計変更については、発注者と受注者の間で認識の相違が無いように十分な協議を経て設計変更対象とします。また、変更金額については積算基準に従い発注者が算定しますが、発注者と受注者が協議をして定めることになっています。

(5) 補助金対象の施設整備事業において、前払い等の支払い条件や設計単価等について市発注工事に準じるとともに、適正な工期期間を設定し、合わせて設計事務所も市内企業を優先させること。

<回 答>

(財政局) 横浜市が事業費の一部を補助している事業者が行う入札等については、入札及び見積書徴収等の方法などの、標準的な取扱いを定めています。

この取扱いをもとに、事業の内容や、実施可能な市内業者数などの状況を勘案し、要綱で規定したり、補助事業者へ補助金交付の条件として示すなどの方法で、補助事業者に入札及び見積書徴収等の取扱いを示しています。

(6) 災害などによる応急工事については、地元の事情をよく知っている当該区の企業に発注することを原則とすること。

<回 答>

(財政局) 工事の発注にあたっては、入札における適正な競争性の確保の観点から、当該区の建設業者に加えて、当該区以外の事業者も入札参加の対象としています。

(7) 適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入徹底に関して、元請け業者への指導を徹底すること。

<回 答>

(財政局) 平成 26 年 8 月 1 日付国土交通省土地建設産業局長の通知「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」を建設業団体へ、改めて本市からも通知し、その中で技能労働者への適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入徹底に関してお願いしているところです。

なお、社会保険等の未加入対策については、元請業者については平成 25・26 年度の競争入札有資格者名簿から、社会保険等への加入を登録要件としています。さらに、平成 26 年 1 2 月から本市が発注する一定規模以上の公共工事においては、未加入業者との一次下請契約を禁止する対策を実施しております。

(8) 公契約条例を制定すること。

<回 答>

(財政局) 労働者の賃金等の労働条件の確保は重要だと考えていますので、本市では、低価格競

争による労働者の賃金へのしわ寄せを避けるため、その対策に積極的に取り組んでいます。

公契約条例の制定については、「労働者の賃金等の労働条件については、企業の労使間での自主的な決定が原則」という国の見解があるほか、様々なご意見がありますので、今後も国の労働政策等の動向を注視するとともに、事業者団体や労働者団体の皆様からの意見を聞きながら、あわせて、他の自治体の調査等の研究を行ってまいります。

4. 税等滞納整理

(1) 税、税外債権の滞納整理にあたっては、滞納者の生活実態を把握しない機械的な差し押さえなどの強権的発動は絶対行わず、最低生活費を残すなど滞納者が生活の再建・維持ができるよう配慮すること。

<回 答>

(財政局) 市税等の滞納整理にあたっては、財産調査により納税資力を見極め、納税資力がない場合には納税緩和措置を適用しています。差押処分の執行につきましては、今後も、地方税法及び関連法令の規定にしたがい、適正に行ってまいります。

【市民局】

1. 行政区運営

(1) 地方自治法に規定された区協議会をつくり、住民の意見を反映する場を確保すること。

<回 答>

(市民局) [政策局] 特別自治市創設に向けて、行政をより住民に近づけるために、各区の地域特性や実情に応じた住民の参画機会の仕組みを検討していきます。

(2) 区づくり推進費は、区民の意見を反映して予算を組めるようにすること。

<回 答>

(市民局) 区役所では、市民からの提案など日常における広聴や区民意識調査、地域懇談会など、あらゆる機会を通じて区民の皆さまの率直な声を把握し、個性ある区づくり推進費の様々な事業に反映しています。

(3) 戸籍課などの窓口業務をはじめ区役所の事務事業については、非正規雇用や民間委託はせず、正規職員で対応すること。

<回 答>

(市民局) サービスの向上と業務の効率化に向け、引き続き、様々な方法を総合的に検討してまいります。

(5) 市民が1か所で手続きや相談を行えるワンストップ対応ができるように、必要な人員配置や体制をとること。

<回 答>

(市民局) サービスの向上と業務の効率化に向け、引き続き、様々な方法を総合的に検討し、市民の皆様にとって、よりわかりやすい窓口となるよう、今後も改善を図ってまいります。

【文化観光局】

1. 区民文化センターの整備

(1) 区民文化センターを港北区、南区に整備すること。

<回 答>

(文化観光局) 区民文化センターの整備については、未整備区を対象として検討を進め、再開発等のまちづくりの機会に合わせて、区内にある文化施設や公会堂等の公共施設の機能を踏まえ、地域特性に合わせて必要な機能を整備します。

港北区については、(仮)新綱島駅の再開発に合わせ、区民文化センターの整備を目指し、平成27年度は基本構想の検討に着手します。

(2) 東アジア文化都市事業は、国際都市にふさわしい取り組みに発展させること。

<回 答>

(文化観光局) 11月18日に締結した「東アジア文化都市 友好協力都市協定」に基づき、文化・芸術・観光等の分野で交流を促進し、2014年の初代開催都市として培ったネットワークを生かした事業を行います。

【経済局】

1. 中小企業振興

(1) 中小企業振興基本条例に基づく中小企業振興策を具体的に討議するため、庁内の中小企業振興推進会議のさらなる充実とともに、市内中小企業家、市民、経済団体、金融機関の代表と行政職員、研究者が参加した「産業振興会議(仮称)」を設置すること。

<回 答>

(経済局) 本市では、「景況・経営動向調査」、「商店街実態調査」はもとより、「現場訪問支援事業」や製造業・商店街などの助成金事業の調査などを通じて、中小企業者の皆様の実情の把握に努めています。

今後も、様々な機会を通して伺った現場の声を、中小企業振興推進会議などの場で共有し、企業の実態やニーズに即した振興施策に繋げていきます。

(2) 大企業誘致に傾斜している企業立地促進条例は廃止し、これまでの産業政策の重点を大企業誘致から市内中小企業・自営業者を育てる政策に転換すること。

<回 答>

(経済局) 企業誘致は、市民雇用の増大や事業機会の拡大を促し、市内中小企業の振興につながるものです。市内中小企業等の成長・発展支援策に加え、企業立地促進条例等の企業誘致策を併せて実施することにより、市内経済の活性化及び市税確保による中長期的な財政基盤強化を図りたいと考えています。

(3) 各区の地域経済振興に向けて、専門的な知識や人材を持ち市全体の施策を進める局と、地域の状況を把握している区が連携して取り組み、その実効性を高める受け皿として、各区に経済振興課を設置すること。

<回 答>

(経済局) [市民局] 市内経済振興施策の実施にあたっては、経済局職員が日頃から中小企業や商店街等の現場に出向き、事業者のさまざまな情報やニーズの把握に努め、施策展開を図っております。特に身近な課題やニーズなどは地域の視点での取組が必要であり、専門的な知識、人材を持ち、市全体の施策を進める局と、地域の状況を把握している区が連携して取り組んでいくことが望ましいと考えます。

こうした考えに基づき、関係部署や関係団体と連携し、施策推進に取り組んでいるため、経済振興課の設置については現時点では考えておりません。

(4) 個店に着目した事業として、空き店舗対策にとどまらず、高崎市の「まちなか商店リニューアル助成事業」のような改装費を助成する「商店リフォーム制度(仮称)」を創設すること。

<回答>

(経済局) 個店に対する支援として、商店街の空き店舗活用事業に加え、相談事業やハマあきんどセミナー事業を行っております。引き続き、商店街と併せて個店の活性化に向けて支援してまいります。

(5) 市内中小企業・自営業者の異業種交流を発展させる機会と企画・施策を展開すること。

<回答>

(経済局) 本市では、現在、異業種交流を目的とした事業は実施しておりませんが、「横浜型地域貢献企業認定式」や「横浜知財みらい企業認定式」をはじめ、様々な事業の実施に際して、業種を問わず多くの企業の皆様が交流する機会を設けております。

また、「横浜ウーマンビジネスフェスタ」でも、業種を超えた女性起業家の皆様が相互に交流・学び合う場を設けています。

今後もこうした機会の充実に努めていきます。

(6) 企業立地促進条例認定企業の市内雇用及び市内中小企業への発注実績など事業実施状況報告を個別に公表し、実績の低い企業については警告、改善要求を行うこと。

<回答>

(経済局) 事業実施状況報告には、企業内情報も含まれていることから個別の公表は控えております。なお、市民雇用と市内発注については、条例の趣旨を踏まえ積極的に取り組んでいただくような機会を捉えて申し入れています。

(7) 市内の「ものづくり」を支援するため、横浜市中小製造業設備投資等助成制度を拡充し、工場賃借料、固定資産税、工作機械リース料など町工場に対する固定費の助成制度を拡充すること。

<回答>

(経済局) 横浜市中小製造業設備投資等助成制度において、工場を借りる場合の賃借料や、新築・増築する場合の土地・建物等の取得費用、新たな機械設備のリース料などに対し、27年度も引き続き経費の一部を助成します。

(8) 「横浜市補助金等の交付に関する規則」を改定し、同規則に基づいて50万円以上は市内中小企業に発注すること。また、同規則の対象に認可保育所や本市事業受託業者、指定管理者を加えること。

<回答>

(財政局) [経済局] 本市からの補助金等を使って行われる事業は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づき、100万円以上の発注については、市内業者への発注を原則としています。

今後も、市内事業者の受注機会の確保と補助金等の適正執行に努めてまいります。

(指定管理者について回答) (政策局) 指定管理者に対し、市内中小企業への優先発注に協力していただくよう、横浜市指定管理者制度ガイドラインや、指定管理者対象の研修会で周知を

図っています。

引き続き、市内中小企業への発注協力について指定管理者に要請してまいります。
(認可保育所について回答) (こども青少年局) 補助金を活用する保育所整備にあたっては、「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」に則り、市内企業への発注をするようにしています。

(9) 工事責任を負う地域の建設業者・職人を組織する団体等を窓口とする「小規模工事登録制度(仮称)」をつくること。

<回 答>

(財政局) 小規模な工事であっても、公共工事として適正な施工を確保する観点から、建設業の許可を受けていることや、経営事項審査を受けていることなどの入札参加資格を満たしている事業者を契約の相手方としています。

(10) 消費税増税による横浜経済、特に中小企業・業者への影響を調査し、新たな融資制度など適切な経済施策を打ち出すこと。

<回 答>

(経済局) 平成26年4月の8%への引上げに向けては、金融機関等に対する文書要請、「特別経営相談窓口」の設置、「消費税対応資金」の実施等に取り組みました。

さらに、26年12月には、急激な円安の進行を受け、「円安対応資金」を創設しました。

27年度は新たに「経済変動対応資金」を創設し、売上や利益率の減少により経営に影響を受ける企業の資金繰りを支援してまいります。

(11) 中小企業施策一般ではなく、市内企業の54.0%を占める従業員4人以下の小企業・家族経営を重視し、無担保・無利子の特別な少額緊急融資制度など、継続的なサポート体制を含む総合的な施策をつくること。

<回 答>

(経済局) 国の小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、小規模企業への支援を強化するため、27年度から「小規模企業特別資金」の融資利率の引き下げや保証料助成の拡充を行います。

国の信用補完制度に基づく本市の融資事業は、中小企業の事業資金を対象に、金融機関を通じた有利子の融資手法となりますが、今後とも、小規模企業の皆様にとって、より使いやすい制度となるよう、引き続き取り組んでまいります。

2. 横浜経済の発展

(1) 横浜経済発展の主要な分野や成長分野である医療・福祉・環境関連産業において、中小企業の発展にむすびつく具体的施策を策定すること。

<回 答>

(経済局) 超高齢社会を迎える中で、健康・長寿関連サービスといった、高齢者を初め多くの市民が必要として、地域経済の循環や雇用増にもつながる産業の育成に力を入れることは重要です。成長分野育成ビジョンにおいても健康・長寿関連サービス産業や環境・エネルギー分野の振興を掲げています。

また、平成27年度は健康長寿ビジネス支援や医療・介護機器、植物工場等成長発展分野における新技術開発等支援に向けた事業を実施する等、支援を拡充します。

(2) 市内中小・中堅企業が新たな受注機会を創出できるように、自社の製品やサービス、技術

的ノウハウを展示・披露する企画及び場所を作ること。

<回 答>

(市内中小企業について)(経済局) 県下最大級の工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」を開催し、新技術・新製品の発信や新規顧客獲得といった機会を引き続き提供してまいります。また、販路開拓支援事業として中小企業が持つ優れた商品・技術を認定し、販路開拓を支援します。

今後も「横浜市中企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、市内中小企業の受注機会創出に取り組んでまいります。

(3) 市内経済の活性化に向けて、横浜市中企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業への支援に引き続き力を入れて取り組むためにも、地域経済への波及効果が高く、安心して暮らせる住まいづくりのため、「エコ」住宅への改修、住宅耐震・耐火化やバリアフリー化などの目的を包括した住宅リフォーム助成制度を創設すること。

<回 答>

(経済局) [建築局] 住宅の耐震化や共同住宅の共有部分のバリアフリー化、省エネ化など公益的な目的を持った各種補助制度を設けています。

市内経済の活性化に向けて、引き続き「横浜市中企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、市内中小企業への支援に力を入れて取り組んでまいります。

3. 労働環境の改善

(1) 長時間労働や残業、休日出勤の強要、パワーハラスメントや法令違反などを行う、いわゆる「ブラック企業」を根絶するため、全市的に労働相談を行い、その疑いのある企業については労働基準監督署に通報するなど、国、県との連携を強化すること。

<回 答>

(経済局) 働く人の基礎知識を掲載した冊子「ワーキングガイド」を用いた啓発などを引き続き行っていくとともに、「横浜しごと支援センター」で、様々な労働相談に応じます。

労働法令の順守に向け、神奈川労働局労働基準部と悪質な事例等の情報共有を図り、連携を深めるとともに、神奈川県とのセミナー共催等により、普及・啓発を強化していきます。

(2) 公共工事に携わる労働者の適正な賃金を確保する公契約条例を早期に制定すること。

<回 答>

(財政局) 労働者の賃金等の労働条件の確保は重要だと考えていますので、本市では、低価格競争による労働者の賃金へのしわ寄せを避けるため、その対策に積極的に取り組んでいます。

公契約条例の制定については、「労働者の賃金等の労働条件については、企業の労使間での自主的な決定が原則」という国の見解があるほか、様々なご意見がありますので、今後も国の労働政策等の動向を注視するとともに、事業者団体や労働者団体の皆様からの意見を聞きながら、あわせて、他の自治体の調査等の研究を行ってまいります。

(3) 横浜経済を下支えする市内労働者の最低賃金を時給1000円以上にすよう、神奈川県最低賃金審議会及び中央最低賃金審議会に市として申し入れること。また、市内企業に働きかけること。

<回 答>

(経済局) 地域別最低賃金については、神奈川県地方最低賃金審議会等の審議を経て、適正額

が決定されるものと考えています。

また、最低賃金制度の遵守については、横浜市経済局ホームページ及び働く人の基礎知識を掲載した冊子「ワーキングガイド」を用いて、周知啓発を行っています。

【こども青少年局】

1. 施設の防災対策

(1) 民間保育所、横浜保育室、放課後児童クラブ、幼稚園の施設の耐震化が、学校施設の耐震化完了予定年度と同じく 2015 年度までに完了するよう支援すること。

<回 答>

(こども青少年局) 放課後児童クラブについては、平成 27 年度も引き続き耐震上課題のある施設を使用しているクラブについて、耐震化されている施設へ移転のための費用補助及び安全性の確保された施設に移った場合の家賃補助の上限額を 150 千円から 200 千円へ増額を行い、安全性の確保に努めます。

また、安全性の確保に努めるとともに、運営主体が保有する施設への耐震診断や改修工事費の補助も引き続き実施していきます。

耐震対策については、すべての民間保育所の園舎での耐震性の確保に向けて、改築に必要な費用を補助することにより、平成 27 年度中の耐震化完了を目指し、取組を進めていきます。

平成 21 年度以降に認定した横浜保育室については、新耐震基準を満たし、問題が無いことを確認しています。その他の園については、耐震性の相談対応等を個別にしています。

幼稚園に対する耐震対策については、神奈川県が「私立学校施設耐震診断調査費補助」及び耐震化工事費も対象とした「私立幼稚園施設整備費等補助」により対策を進めているところです。なお、本市として、「私立幼稚園等施設整備費補助事業」及び「私立幼稚園等補助事業」において、耐震化にかかる工事も補助の対象とすることで、各園の耐震対策が進むよう支援しています。

2. 放課後児童事業

(1) 2015 年度施行予定の子ども・子育て支援新制度実施にあたって、放課後児童クラブの運営費財源が確保されるにあたり、本市の負担を減らすことなく拡充するとともに、サービスを後退させないこと。

<回 答>

(こども青少年局) 放課後児童クラブは、地域の事情や参加児童数等、各クラブの実情に応じた、自主的で柔軟な運営ができるように加算補助方式による運営支援を行っています。

厳しい財政状況ではありますが、25 年度には、子ども・子育て支援新制度への移行支援として、分割・移転準備補助の創設、26 年度には、分割・移転準備補助に加え、基準を満たした場所の施設賃借料補助及び障害児受入加算の増額などを行ってきました。

27 年度は子ども・子育て支援新制度に対応するため、拡大する児童数に応じた支援単位を設定し職員配置を行うとともに、長時間開設加算の増額や障害児受入加算の増額等を実施します。

(2) 放課後児童クラブ運営費補助金を前年に引き続き増額し、保護者負担が月 1 万円以内でおさまるようにすること。

<回 答>

(こども青少年局) 放課後児童クラブは、民間の施設において、地域性を生かした活動を行っており、児童数も異なることから、利用料は、各クラブがそれぞれに設定していますが、本市としては、生活保護世帯と市民税所得割非課税世帯に減免を行っているクラブに2,500円の保護者負担減免補助を行っています。ひとり親家庭や、多子減免については、国の動向を見てまいりたいと考えています。

(3) 放課後児童クラブの移転・分割の推進をスピードアップするため、区役所に担当部署を設置するなど、引き続き推進体制をとること。

<回 答>

(こども青少年局) [市民局] 平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への対応を契機に、各区において留守家庭児童への対応も含めた学齢期対応の窓口を一本化し、乳幼児期から学齢期までの継続した支援体制を構築します。具体的には、放課後児童育成事業を担う地域振興課の学校支援・連携担当課長をこども家庭支援課に移管して、学校連携・こども担当課長とするとともに、新たに担当係長(教育委員会事務局 方面別学校教育事務所兼務)を配置します。

なお、放課後児童クラブの分割・移転をこれまで以上に進めるため、地域情報が得やすい区と政策を担う局が、さらに連携して取り組んでいきます。

3. 保育所

(1) 認可保育所入所希望者が全員入所できるよう、引き続き認可保育所増設による定員増を行い、定員弾力化や定員外入所は行わないこと。

<回 答>

(こども青少年局) 既存保育施設の運営が維持され、活用が図られるよう配慮しながら、待機児童解消を継続できるよう、保育ニーズに応じて必要な施設を整備していきます。

(2) 保育給付費の目的外使用については、国の通知を超えた市独自の規制をかけること。

<回 答>

(こども青少年局) 国において、統一的な取扱いの基準が示されることになっており、本市としても国の基準に則した取扱いを基本に考えてまいります。

(3) 公立保育園縮小計画は中止すること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜市では、「今後の重点保育施策(方針)(平成15年4月)」に基づき、平成16年度から市立保育所の民間移管を進めています。

平成26年9月に「市立保育所のあり方」に関する基本方針を定め、その中で市立保育所86園のうち、54園を「ネットワーク事務局園」に指定し、それ以外の32園については民間移管事業を実施してまいります。

(4) 新制度移行にあたって、保育料は引き上げないこと。

<回 答>

(こども青少年局) 27年度における利用者負担額については、現行制度における負担水準を基本として設定しています。

(5) 私立認可園において、一定の経験年数を有する保育士の配置基準を設けること。

<回 答>

(こども青少年局) 私立保育所の保育士配置における経験年数の基準については、設ける必要はないと考えております。

なお、本市では従来から、継続した雇用確保のため、勤続年数に応じた昇給が確保できるよう、施設の平均勤続年数に応じた職員処遇改善費を独自で助成しており、新制度後も、今後提示される国の公定価格や仕組みと現行の水準を踏まえ助成を行ってまいります。

(6) 保育所の設置環境については、建築基準法令だけではなく、学校施設にならない、日照、騒音、振動等の環境基準を設けること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所については、建築基準法令の中で換気、採光、ホルムアルデヒドに関する基準が規定されており、その基準を遵守してまいります。これとは別に独自の基準を定める予定はありません。

(7) 保育士のさらなる加配を行うこと。栄養士・管理栄養士、事務職員の配置を行うこと。

<回 答>

(こども青少年局) 本市では従来から、国の基準を超えて職員を配置するための経費を助成しています。

新制度における市独自助成につきましても、現行水準と国の公定価格を踏まえた助成を行ってまいります。

(8) 常勤保育士確保策を積極的に検討・実施すること。

<回 答>

(こども青少年局) 本市では従来から、国の基準を超えて職員を配置し、雇用するための経費を助成しております。

保育士確保策について、即戦力となる潜在保育士向け就職支援講座・就職面接会の実施、また保育士養成校卒業予定者を対象とした就職説明会を実施するとともに、保育士資格の取得支援や、保育士用宿舍借り上げ経費の助成を行うなど、総合的に取り組んでまいります。

(9) 横浜保育室については、認可移行が円滑にできるよう市独自の支援策を設けること。あわせて、引き続き、基本助成費と補助金を増額すること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜保育室の認可保育所への移行については、国の「待機児童解消加速化プラン」を活用して認可保育所の基準を満たすための既存の施設の改修費用や、新たに移転して整備する場合の移転費用、整備費用を補助してまいります。移行にあたっては、個々の事業者の皆様の意向や課題の把握に努め、今後とも丁寧な対応を行ってまいります。

横浜保育室の新制度への移行支援として、安定的に保育士を確保できるよう、保育士の配置状況に応じて基本助成費に加算を行う制度を、引き続き 27 年度も計上しています。

4. 児童虐待・育児不安への対策

(1) 居所不明児童を発生させないよう、国や他地方自治体との連携をさらに図り、仕組みを作ること。

<回 答>

(こども青少年局) 居所不明児童を早期に発見するため、自治体間での情報共有が可能となる

「情報仲介機関の設置」を国に要望しています。

(2) DV目撃による虐待の急増に対して手だてを講ずるとともに、それに必要な人員を配置すること。

<回答>

(こども青少年局) 児童虐待の通告に対して、適切に対応できるように、検討してまいります。

(3) 区福祉保健センターにおける児童虐待対応の係長職には、万全な対応ができるように専門職を配置すること。

<回答>

(こども青少年局) 区の虐待対応調整チームの係長には専門職を中心に配置しています。

(4) 区福祉保健センターにおいて、新生児の母子訪問指導員および妊婦健診・乳幼児健診未受診者の育児支援家庭訪問員について、正規職員化を図るとともに、当面、非正規職員の処遇を改善すること。

<回答>

(こども青少年局) 母子訪問指導員については、助産師等の看護職の不足に対応し、働きやすくするために、子育て期の看護職など、自分の自由な時間を有効に使える方が働きやすいという声に考慮した就業形態としています。

育児支援家庭訪問員については、乳幼児健診の未受診者フォローの徹底のために25年度からは全区にアルバイトを雇用のための予算を配付しています。引き続き業務状況を把握しながら適切な配置に努めてまいります。

(5) 児童虐待等の相談件数の増加、厚木市で起きた虐待等による死亡事故などの深刻なケースに対応するため、児童相談所の児童心理司、児童福祉司を増員するとともに、児童相談所数を増やすこと。

<回答>

(こども青少年局) 職員の勤務状況や入所児童の状況等を踏まえ、必要な職員体制の確保に努めてまいります。

5. 引きこもりの若者の自立支援

(1) 2013年3月発表の「横浜市子ども・若者実態調査」の結果では、「引きこもり状態にある若者の推計人数8千人、引きこもり親和群の推計人数5万2千人、無業状態にある若者の推計人数5万7千人」となっている。引きこもりは本人・家族にとってはもちろん、本市の活力にとっても放置できない大問題であることから、区役所に専門部署を設置し、自立支援機関との連携を強化すること。

<回答>

(こども青少年局) ひきこもりの若者の自立支援については、青少年相談センターや4つの地域ユースプラザ等の自立支援機関が支援を行っていますが、地域に身近な区役所での対応も重要であると考えております。今後も、自立支援機関と区との連携の強化に努めてまいります。

(2) 不登校・引きこもり等支援の自主運営サークルについて、居場所の活動費補助を創設すること。

<回答>

(こども青少年局) [教育委員会事務局] 横浜市では、地域ユースプラザ事業や困難を抱える寄

り添い型支援事業などの若者自立支援施策について、民間団体との協働により事業を実施し、家賃補助や施設の無償貸付等を行っています。

ご要望の個別の自主サークルへの家賃補助の創設は困難ですが、今後も引き続き、民間団体との協働による若者の自立支援施策を推進してまいりますので、ご理解ください。

(3) カフェ運営などの中間就労を行っている引きこもり支援団体への助成制度を創設すること。

<回答>

(こども青少年局) 中間就労の場づくりへの直接的な助成制度の創設は困難ですが、若者サポートステーションが就労訓練の受け入れ団体に謝金を交付できるよう 25 年度から予算措置しております。今後も、中間的就労の場が広がるよう努めてまいります。

(4) 引きこもりを生まない対策として、不登校の子どもの居場所づくり、高校中退者へのアウトリーチ、就労につまづいた人への支援などを実効あるものに、引き続き改善すること。

<回答>

(不登校の子どもの居場所づくりについて) (教育委員会事務局) 平成 23 年 1 月に改訂した「不登校対策アクションプラン」に基づき、横浜教育支援センター(ハートフルスペース、ハートフルルーム等)の充実をはじめ、平成 15 年より続いている民間教育施設等との連絡会(横浜子ども支援協議会との連絡会)を定期的開催し、連携の充実を図り、不登校の子どもが安心できる居場所づくりについて検討していきます。

(高校中退者へのアウトリーチについて) (こども青少年局) 高校中退者へのアウトリーチに関し、若者サポートステーションでは、中退者や卒業後の就労が困難な生徒を多く抱える高校と連携し、学校への訪問による相談支援を行っています。課題を抱える生徒が相談支援機関とのつながりを作ることにより、中退した場合でも必要な支援に円滑に繋いでいくよう取り組んでいます。

(就労につまづいた人への支援について) (経済局) 横浜市就職サポートセンターでは、市内在住・在勤・在学の就職を希望する 18 歳以上 39 歳以下の若年者を対象とした、インターンシッププログラムを実施しています。

(5) 「青少年の地域活動拠点」の全区設置に向けて、スピードアップすること。

<回答>

(こども青少年局) 「青少年の地域活動拠点」については、平成 27 年度の新規設置の予定はありませんが、全区設置に向けて未設置区との協議を進め、地域のニーズに応じた拠点が設置できるよう取り組んでまいります。

6. 原発事故による放射線被害への対応

(1) 小中学校の雨水利用システムは、原発事故後、放射能汚染汚泥のため使用中止しているが、再開に向けて調査を行うこと。

<回答>

(教育委員会事務局) 放射線対策本部や学校等と調整しながら、使用再開に向けての調査等について検討してまいります。

(2) 保育園、小中学校に保管中の放射能汚染物質は、国と東電の責任で処理するよう、求めること。

<回答>

(こども青少年局) [健康福祉局] 保育園については、市の放射線対策本部で決定した処理方針に基づき対応してまいります。

【健康福祉局】

1. 国民健康保険

(1) 引き続き、国に対して国民健康保険財政の悪化を招いた国庫負担の引き下げをやめ、増額するよう働きかけること。同時に、国の負担増を待つことなく市独自の国保会計への繰入を行い、これ以上の国保料の引き上げを行わないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 国庫負担増額の要望については、本市は、国保制度創設以来一度も交付されていない普通調整交付金(医療分)の獲得にむけ、26年度も国へ要望書の提出を行いました。また、国庫負担割合の引き上げについても、26年度も政令市の要望書により国家要望を実施しました。

なお、国保会計の繰入のあり方については、国保都道府県単位化における国の動向を注視していく必要があると考えています。

(2) 国が強行した70~74歳の医療費窓口負担の1割から2割への引き上げを撤回するよう、国に対して要望すること。

<回 答>

(健康福祉局) 患者の自己負担については、法律により、負担割合、限度額等が定められています。平成25年12月に施行された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(プログラム法)に示された実施スケジュールに沿って、低所得者の負担に配慮しつつ、70歳から74歳までの方の負担割合の段階的引き上げを行うとともに、負担能力に応じた負担の観点から、高額療養費の自己負担限度額の細分化が行われています。これらの制度改正の影響を注視するとともに、必要に応じて国、県等と情報共有を図っていきます。

(3) 2013年度から実施した旧但し書方式による国保料算定実施の中で、現在経過措置である軽減策を恒久的負担軽減策とすること。

<回 答>

(健康福祉局) 経過措置の恒久化は、新しい算定方式への変更の趣旨から離れてしまうこと、「他の加入者の保険料負担の増加」となることから困難と考えています。

(4) 保険料滞納者に対して、生活再建ができる分納計画を認めること。差し押さえ等は、悪質な場合を除いて行わないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 保険料滞納者に対しては、生活実態や世帯の状況に応じたきめ細かな対応を徹底しています。

差押については、文書、電話、訪問等の催告に応じていただけない滞納世帯に対して財産調査を実施し、その結果、納付資力がありながら解決に向けた自主的なご納付に応じていただけない場合に、国税徴収法に基づき差押処分を執行しています。

(5) 国保資格証の受診者で医療が必要だと判断された場合、その場で短期保険証に切り替えるなど、政府答弁書どおりの適切かつ柔軟な対応を行うこと。また、そのことを医療機関及び本

人に周知すること。

<回 答>

(健康福祉局) 資格証明書を交付されている方から緊急に医療を受ける必要があり、医療機関等の窓口で、医療費全額の支払いが困難であるとの申し出があった場合には、緊急性を優先して区役所の判断により短期の保険証を交付するなど、柔軟に対応しています。

医療機関には、資格証明書を交付されている被保険者の方から医療費全額の支払いが困難であるとの申し出があった場合には、本人に対し、その場で区役所に相談するよう案内していただいています。

2. 高齢者・介護施策

(1) 一般会計からの繰り入れで、高すぎる介護保険料の引き下げを行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 一般会計からの繰り入れについては、介護保険法で介護給付及び予防給付に要する費用の額の12.5%と定められており、これを増額することは制度上予定されていません。

自治体財政上の理由から公費を投入していくということは、制度の公平性や持続性を担保していくためにも、望ましいことではないと考えます。

(2) 「改正」介護保険法は、大幅に公的介護の責任を後退させるものであるため、制度の中止・撤回を国に対して求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 制度の中止・撤回の要望は考えていません。

(3) 「新たな総合事業」は、利用者に必要な介護サービス、多彩な生活支援がしっかり保障される事業として実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) 専門的なサービスを必要とする人には専門的なサービスを提供し、あわせて多様な担い手による多様なサービスも充実させていきたいと考えています。

(4) 様々な介護保険の事業計画を具体化する際に、計画策定の段階で住民参加を保証すること。

<回 答>

(健康福祉局) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたっては、公募の市民が委員に含まれる「横浜市介護保険運営協議会」において検討を行っています。

また、素案に対するパブリックコメントを実施し、18区で説明会を行うなど、市民の方からの意見も広く募集しています。その他、町内会連合会や民生委員児童委員協議会などでも素案の説明を行い、意見を伺っています。いただいたご意見は、今後の計画策定や高齢者施策の参考とします。

(5) 絶対的に不足している特別養護老人ホームの増設を行うこと。同時に、別の施策として低所得者・高齢者向けの住まいの確保を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 特別養護老人ホームの整備については、要介護3以上の方が概ね12か月以内に入所できる整備水準を維持するため、引き続き年間300床の整備を進めます。

低所得な高齢者向けとしては、養護老人ホームの再整備に取り組むとともに、引き続き福祉施策と住宅施策が連携して高齢者の居住の安定の確保を進めていきます。

(6) 介護職の抜本的な処遇改善を国に対して求めること。また、市独自の人材確保策を推進し、研修中についても十分な生活支援や家賃支援を行い、施設に対して研修中の欠員による人員補充のための補助を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 介護職員の処遇改善について、平成26年度国に要望を実施しました。また、次期介護報酬改定で、職員1人当たり月額平均1万2千円相当の処遇改善のための加算を実施するとされています。今後も状況を見ながら、必要に応じて国に要望を行っていきます。

介護職員の確保は非常に重要で深刻な問題であると認識していきまして、関係機関と連携しながら、人材確保策を推進していきます。なお、研修中の生活支援・家賃支援や人員補充のための補助については、厳しい財政状況の中、本市独自で行うことは困難であると考えています。

3. 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度の保険料の引き下げを、本市として広域連合へ求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 保険料の決定は保険者である神奈川県後期高齢者医療広域連合が決定します。平成26年度・27年度の保険料については、国の制度改正により低所得者への軽減措置の拡大が行われています。

(2) 後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう、国に働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 国では、平成25年8月に社会保障制度改革国民会議の報告を受け、現行の後期高齢者医療制度を基本とし、実施状況を踏まえ、必要な改善を行うと決めました。本市としては、この方針に則り、効率的な運営に努めていきます。

(3) 滞納したことを懲罰とするような短期保険証の発行はやめること。

<回 答>

(健康福祉局) 短期証は、通常証と同じ自己負担割合で医療機関を受診できるため、医療機会を奪うものではありません。本市では、資力があるのに納付しない高額滞納者に対し、納付相談の機会を設けるために短期証を交付しています。

4. 障害者施策

(1) 昨年の障害者権利条約批准を受け、抜本的な障害者施策の推進を求め、まずは今回の批准に基づいた市条例を策定すること。

<回 答>

(健康福祉局) 「障害者権利条約」が平成26年1月に批准され、また、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されます。障害者の権利擁護や差別解消は、本市においても重要な課題であることから、法において定められた地方公共団体の責務等を踏まえ、必要な施策を検討し、取り組んでいきたいと考えています。

(2) 区に配置されている精神障害者支援医療ソーシャルワーカーの抜本的増員を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 各区福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーは、各区内の民間医療機関や生活支援センターなど、関係機関との連携を図りながら精神保健福祉施策に取り組んでいます。こうした状況も踏まえ、区福祉保健センターへの配置については、各区の実情に合わせた執行

体制としています。

- (3) “横浜型”アウトリーチ機能をより拡充すべく、生活支援センターの機能強化を図ること。
また、A型B型の機能格差を是正すること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活支援センターは、地域において精神障害のある方のための拠点として、重要な役割を担っています。各センターの運営状況を確認し、既存のサービスを整理・再構築した上で、相談体制などの機能に重点を置いた精神障害者に対する支援の充実化を図るなど、精神保健福祉サービスの向上につなげていきます。

- (4) 施設床面積 275 ㎡以下のグループホームに対して、スプリンクラー設置助成を市独自で行い、設置を推進すること。

<回 答>

(健康福祉局) 平成 26 年度のスプリンクラー整備については、既存グループホームに対し、神奈川県「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」を活用し、補正予算で補助を計上しました。平成 27 年度予算においても、国の「社会福祉施設等施設整備費」を活用し、引き続きスプリンクラー設置助成を行っていきます。

- (5) 精神障害者の多機能型地域生活拠点の整備を促進すること。

<回 答>

(健康福祉局) 国で掲げる障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点（多機能型地域生活拠点）については、既存の施設を活用するなど手法も含めて検討していきます。

- (6) 福祉のまちづくり条例で定められている施設整備のバリアフリー化を進めるための助成制度を創設すること。

<回 答>

(健康福祉局) 既存施設、新規施設を含めてバリアフリー化を推進する効果的な方法を検討していきます。

- (7) 現在 NPO 法人には認められていない就労継続支援 A 型 B 型にも、社会福祉法人に認められている設置費補助金を適用すること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害福祉サービス事業所設置費補助金については、課題を整理し、有効な活用に向けて検討していきます。

- (8) 精神障害者の職場定着支援策の充実・強化を図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者の安定した就労を支えるには、就労後の定着支援が重要だと認識しています。市内の就労支援センターにおいても、定着ニーズが高まっており、関係機関との連携が重要です。

また、総合支援法の就労系障害福祉サービス事業所についても、当該事業所のみが、定着支援の責務を果たすのではなく、他の社会資源との連携により障害者支援や支援体制の円滑な引き継ぎを行うことで、定着支援を図ることが必要であると考えます。

こうした連携を進めていきますが、財政状況が厳しい中、横浜市独自の報酬等は困難ですので、ご理解くださるようお願いいたします。

今後も、障害福祉サービス事業所等と就労支援センターとの役割分担及び連携強化に努めていきます。

- (9) 本市及び本市関係機関における精神障害者雇用の実現と実習先の拡大・充実を図ること。
また、知的障害者の本市雇用の拡大・正規職員としての採用を図ること。

<回 答>

(総務局) [健康福祉局] 本市における精神障害者については、健康福祉局でアルバイト雇用や実習の受入を行っています。また、知的障害者については、全庁的な雇用を促進する観点から、平成23年度から、総務局で非常勤嘱託員採用を行っています。

今後も障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえて、引き続き対応を検討していきたいと考えております。

- (10) 精神障害者の採用カウントを現在週30時間となっているものを、少ない時間でもカウントできるように、国に対して働き掛けること。

<回 答>

(健康福祉局) 精神障害者の採用カウントについては、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、国の動向を見据えていきたいと考えています。

- (11) 重度障害者医療費助成制度を、1級の入院、2級の通院・入院にも適用すること。

<回 答>

(健康福祉局) 精神障害2級への適用は、拡大した場合、他の障害区分においても中程度の区分への拡大を伴い、大幅な対象者増となるため、厳しい財政状況の中、実施は困難です。入院医療費の取扱いは、引き続き県の動向を見極めていきます。

- (12) 精神障害者の救急医療体制を拡充するとともに、身体合併症の受け入れ病院を拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 精神科救急医療受入体制については、県等との協調体制により運営しており、今後も神奈川県と県内3政令指定都市と検討していきます。

精神障害者の身体合併症については、精神科病院入院中に身体疾患を合併し、近隣の身体科病院で治療の受入が困難な場合に精神科と身体科の両面の治療ができる総合病院への転院調整及び病床確保を行う精神科救急身体合併症転院事業を実施しています。事業の拡充の必要性については県等と検討していきます。

また、精神疾患等の既往歴があることを理由として病院の救急搬送受入が消極的になることがないように、本市の附属機関である横浜市救急医療検討委員会における検討を受け、精神疾患を合併する身体救急患者の救急医療体制を整備します。

- (13) 三障害一元化の観点から、他の障害では無料になっている医師の診断書を、精神障害についても市の独自措置として無料にすること。

<回 答>

(健康福祉局) 自立支援医療(精神通院医療)における医師診断書作成料については、育成医療・更生医療と同様に、利用者負担がなくなるよう、必要な措置を講ずることを国に向けて要望しているところですが、厳しい財政状況の中、本市独自施策としての実施は困難です。

- (14) 三障害一元化の観点から、JR運賃や私鉄運賃・航空運賃・有料道路料金などにも精神障害

者の割引を行うよう、関係機関に働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 精神障害者に対するJRなどの公共交通機関の割引制度の早期実現については、昨年度に引き続き、大都市衛生主管局長会議や二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議等を通じて、国へ要望をしています。

今後も、他都市と連携し、機会をとらえて関係機関に対して必要な働きかけを行っていきます。

(15) 精神障害者のグループホーム設置を進めること。

<回 答>

(健康福祉局) 第3期横浜市障害者プラン素案ではグループホームについて定員200人/年の設置を目標としており、精神障害者グループホームについても同目標の中で整備を進めていきます。

(16) 「緊急時ホットライン」の早期整備を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 緊急時ホットライン事業については、現在ある公の機関や民間の資源を活用したり充実させることで、地域で安心して生活していける支援体制の構築を検討していきます。

(17) 就労状況が厳しい障害者にとって命綱の障害者基礎年金の削減はやめ、せめて最低限の生活ができるような額に引き上げるよう、国に求めること。また、無年金障害者を救済するために、「特別障害給付金」制度の支給範囲を拡充するよう、国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 公的年金の支給額については、財源も含め、給付と負担の公平性や長期的な持続可能性の観点から国の施策として検討されるものと考えていますが、公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなることは重要なことですので、老齢基礎年金等の支給額の改善を政令指定都市主管会議において要望しています。

特別障害給付金は、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1級又は2級の状態にある方を支給対象としています。こうした考え方で実施されている給付金を、要件を満たさない無年金障害者に拡大することは、制度上、矛盾が生ずることとなりますので、本市として働きかけを行う予定はありません。

(18) ガイドボランティアへの奨励金の減額を元に戻すこと。

<回 答>

(健康福祉局) ガイドボランティア奨励金については、ボランティア活動という制度の趣旨を踏まえて、平成25年4月から現在の金額を設定をしています。なお、奨励金の変更と併せて、身体障害者の対象要件緩和や余暇活動への対象範囲拡大、月の回数制限撤廃などを実施しますので、その旨ご理解いただきますようお願いします。

(19) 所得の少ない障害者からお金を取る福祉パスは無料に戻すこと。

<回 答>

(健康福祉局) 利用者負担金の目的は、この制度を持続可能とするために、福祉パスを使わない人に遠慮いただき、真に必要なとされる方に積極的に外出していただくことにあります。所得に応じて負担する考え方を導入した場合、対象者の多くが無料となり、本来の目的である交付

の適正化を図ることができなくなると考えています。

(20) 盲学校付近の交差点など視覚障害者がよく利用する施設を中心に、エスコートゾーンの整備促進を図ること。

<回 答>

(健康福祉局) エスコートゾーンは、横断歩道と一体であり、横断歩道を所管する公安委員会が整備・管理するものです。

また、エスコートゾーンの設置にあたっては、歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの延長上に設置するなど道路管理者と十分な調整を行うこととなっており、公安委員会との協議の中で意見を反映させていきます。

(21) 福祉タクシー券・福祉パスの選択に、燃料給油券を加えること。

<回 答>

(健康福祉局) 福祉タクシー利用券については、真に障害者の社会参加促進につながるよう、利用時に障害者手帳を提示していただき本人確認をしています。一方で、燃料費の給付については、障害者ご本人のための利用となっているか確認することが難しいこと、給油所が限られること等の課題もあり、現時点で本市では燃料給油券を導入することは困難であると考えています。

(22) 同行援護の基本的な理念に立ち、当事者団体が主催するような行事についても、パーソナルサービス向上の観点からガイドヘルパーの報酬算定を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 当事者団体等が主催する行事については団体の事業であるため、人件費を含めて団体が費用負担をするべきと考えます。同行援護等は障害者個人の生活を支援するためのものであり、団体等の事業を支援するものではありません。

ガイドボランティア制度では、平成25年度から余暇活動にも適用範囲を拡大し、レクリエーションを目的とした観光バス、福祉バスによる外出についてもガイドボランティアの奨励金の対象としていますので、ご理解ください。

(23) 日常生活用具の対象に、電子白杖、パソコンまた音声認識ソフトを活用できるタブレット端末を加えること。

<回 答>

(健康福祉局) 日常生活用具については、厚生労働省告示第529号に基づき、適宜対象品目の見直しを行っています。厳しい財政状況の折、対象品目の拡大は慎重に検討する必要があると考えています。

(24) 国への手話言語法制定に向けて働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 手話言語法の制定については、全国市長会から国への提言の中で要請しています。

(25) 市民相談室と各区役所総合窓口には、常時手話通訳者を配置すること。

<回 答>

(健康福祉局) [市民局] 聴覚に障害がある方のコミュニケーション支援として、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を行い、現在、通訳者の派遣依頼に関してはほぼ全件対応しています。各

区役所等に手話通訳者を設置することにつきましては、現在の派遣状況やニーズを踏まえたうえで、今後検討をしていきます。

(26) 一層のUDタクシーの普及が図られるような施策を進めること。

<回 答>

(健康福祉局) UDタクシーの導入については、国(国土交通省)の事業である地域交通維持改善事業「地域公共交通バリア解消促進等事業」をより効果的に進めるため、国の補助金に加えて、市独自に車両導入にかかる費用を一部助成することで、市内の福祉車両導入の更なる促進を図っています。

なお、国の補助を受けるにあたり、国(関東運輸局)やタクシー事業者を含む交通事業者、市民代表(市障害者施策推進協議会委員)等において構成される「地域公共交通バリア解消促進等事業タクシー部門協議会」を組織しており、引き続き、協議会等を通じて利用者等の意見を聞きながらUDタクシーの普及に努めていきます。

(27) 車いす利用者でも住めるような住宅施策を進めること。

<回 答>

(健康福祉局) 一定の要件を満たす場合に、住宅改修の相談を受け、それに関する費用の助成を行う住環境整備事業を実施しています。

(28) ガイドヘルパーの利用基準時間を元の48時間に戻すこと。

<回 答>

(健康福祉局) ガイドヘルプ事業の支給時間については、基準を30時間としていますが、区役所で利用実態や希望を把握し、必要に応じて30時間を超えた決定も可能となっています。なお、余暇活動については、25年度にガイドボランティア事業においても利用できるよう改正しておりますので、ご理解ください。

(29) 障害者団体への育成補助金の支給を継続するとともに、増額するための実態調査などを行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 団体支援の重要性については認識しており、引き続き、その活動への助成を行ってまいります。厳しい財政状況から、予算増額は困難です。

(30) 障害児の意向に沿って、普通校への障害児の入学を進めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 義務教育における就学・教育相談において、保護者の意見を丁寧に聴取するとともに、学校、地域療育センター等の関係機関とも連携し、本人に関する客観的な情報の収集及び保護者への適切な情報提供などを経て、就学先の合意形成を図り、就学先を決定しております。

また、障害がある児童生徒一人ひとりが「居住地域における自立と社会参加」を実現するために、インクルーシブな教育の保障を推進しております。

(31) 65歳以上で障害手帳を交付された人にも、福祉タクシー券を交付すること。

<回 答>

(健康福祉局) 高齢になってから障害者となった方については、現役時代に稼働収入を得て資産形成をすることが可能であったこと、また介護保険制度等をはじめとする高齢者のためのサ

ービスをご利用いただくことを想定していることから本事業の目的（若年期から障害ゆえに、外出困難な障害者の社会参加を促進するための外出機会確保）に照らし、対象者の重点化を図っています。また、厳しい財政状況から、65歳以上の手帳取得者に交付対象を拡げることは困難です。

(32) 障害者の移動支援施策を進めるために不可欠な移動情報センターの全区設置を進めること。

<回答>

(健康福祉局) 移動情報センターを27年度に新たに3区で設置し、29年度まで(※)に全区設置を目指します。これにより、移動に関する情報を一元化して相談・利用調整をワンストップで対応することで、市内のどの地域でも移動の支援を効果的に利用できる取組を推進します。

※中期4か年計画及び障害者プランにおける障害福祉計画の年限を踏まえ、29年度に設定

(33) 多目的トイレの情報を、市として、ストーマ利用者に情報提供すること。また、多目的トイレの設置をバランスよく整備すること。

<回答>

(健康福祉局) 多目的トイレの設置状況については、市内の主要な公共・民間施設に関するバリアフリー状況として、本市ホームページで情報提供しています。

また、横浜市福祉のまちづくり条例では、官公署や福祉施設、病院、金融機関、300㎡以上の店舗や公共交通機関の施設等の新設又は改修時にオストメイト対応トイレの設置に努めることとされており、事前協議の際の指導により、整備が進むものと考えています。

今後を着実に整備が進むよう、指導していきます。

(34) ストーマ装具の自己負担を撤廃すること。

<回答>

(健康福祉局) 生活保護受給及び住民税非課税の方については、自己負担を0円としており、また、市民税額が一定金額未満の方については、最長6か月間で自己負担を4,650円としています。厳しい財政状況の中、自己負担の撤廃は困難です。

(35) 中途失聴・難聴者のため、病院でのコミュニケーション支援を確実に実施すること。

<回答>

(健康福祉局) 聴覚に障害のある方への病院でのコミュニケーション支援については、横浜ラポールにある聴覚障害者情報提供施設への手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼により対応しています。

(36) 公会堂などの公共施設への磁気ループ設置を全区で行うこと。

<回答>

(市民局) [健康福祉局] 公会堂では、15区において磁気ループを設置済みです。未設置の公会堂については、建て替えや耐震工事に合わせて順次設置を進めており、南区は平成27年度、緑区は平成28年度、金沢区は平成30年度の予定となっています。

(37) 軽度難聴者への補聴器交付を行うこと。

<回答>

(健康福祉局) 補聴器については、障害者総合支援法の補装具費支給事業で対象種目となっていますが、身体障害者手帳の取得に至らない聴覚障害の方への支給は対象となっていません。財政状況の厳しい中、市独自施策での対応は、困難です。

(38) 人工内耳の更新時の費用助成を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 人工内耳については、国の告示による補装具費支給事業の種目の対象ではないため、補装具費による対応は検討していません。

(39) 駅ホームドアの設置を進めるように、国や各鉄道会社に健康福祉局として求めること。

<回 答>

(健康福祉局) ホームドアの設置は望ましいものと考えており、鉄道事業者に対しては、引き続き理解と協力を求めています。

(40) 呼吸器障害者が大きな負担を感じている酸素吸入費用の助成、及び酸素濃縮器の電気代補助を増額すること。

<回 答>

(健康福祉局) 厳しい財政状況の中、市独自の助成を行うことは困難です。

5. 生活保護施策

(1) 本市の生活保護行政が、支援が必要な人にしっかり届いているかどうか調査するため、本市における生活保護制度の補足率を明らかにすること。

<回 答>

(健康福祉局) 補足率については、定義もあいまいであり課題もあると考えています。なお、生活保護制度については、本市ホームページに掲載しているほか、民生委員等通じて周知に取り組んでいます。

(2) 生活保護基準の増額、老齢加算の復活や夏季加算を国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護基準については、年度ごとに、厚生労働大臣が一般国民の消費動向等を踏まえ定めています。そのため、基準の増額や加算について、国に要望する考えはありません。

(3) 生活保護申請書を窓口に着置し、誰でも手に取れる状況にして、申請権を保障すること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護の相談のため福祉保健センターに来られた方には、専門の職員がその方の生活状況をよくお聞きするとともに、生活保護制度の趣旨や受給要件をご説明し、その上で申請意思を確認し、申請の手続きを援助しています。なお、申請の意思のある方に対しては、申請書を交付するようにしています。

(4) 健康福祉局付けで配置されている警察官 OB の配置をやめること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護特別相談員は、悪質な不正受給や暴力団対応について区からの相談に対して助言等の支援を行っています。こうした支援の継続により、悪質な不正受給に対する厳正な対処を可能とし、市民の生活保護制度への信頼が得られると考えています。

(5) 悪質な無料低額宿泊所に対して、厳格な監査の上、適切な指導を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 健康福祉局監査課、援護対策担当及び区役所保護課が連携し、本市ガイドラインに基づき運営状況等に関する監査を実施することで、適切な指導を行っています。

(6) 生活保護世帯での高校生のアルバイト収入申告要件が緩和されたことの周知を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) アルバイト収入の取扱の変更については、該当する世帯に対して、個別に周知しているところです。

6. 保健医療施策

(1) 医業税制(事業税非課税、租税特別措置法第26条)の存続を求める意見書を国に対して提出すること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、医業税制については、厚生労働省の要望事項として検討中であるため、国の動向を見守っていきます。

(2) 診療報酬への消費税の「ゼロ税率」適用を国に対して求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、診療報酬への消費税にかかる事項については、厚生労働省の要望事項として検討中であるため、国の動向を見守っていきます。

(3) 全国的にも県内でも最低レベルである小児医療費助成制度の対象年齢を、当面中学校卒業時までを目標に毎年引き上げること。また、所得制限を撤廃すること。

<回 答>

(健康福祉局) 厳しい財政状況の中ではありますが、現行の通院助成の対象年齢を平成27年10月より「小学1年生」から「小学3年生」まで拡大します。

(4) 公的、民間問わず深刻な医師不足を解消するため、全市的な医師不足解消対策を市として責任をもって行うこと。例えば、市内の各病院で後期研修プログラムの充実・相互交流を行いながら、出来るだけ多くの後期研修医を受け入れられるような戦略をもつこと。

<回 答>

(健康福祉局) 安定した医師の確保のため、院内保育所を24時間化するための助成を行うなど、子育て等に配慮した働きやすい職場環境の整備を促進しています。また、産科及び小児科医師の確保対策として、当直医師の確保に対する助成を行っています。

(5) 各区福祉保健センターの医師を増員するとともに、センター長には医師を配置すること。

<回 答>

(健康福祉局) [総務局] 全国的に行政医師が不足する中で、厳しい状況にあります。各区福祉保健センターや局の業務に対応するため、今後も引き続き行政医師の採用を行っていきます。

また、区福祉保健センターは、センター長が医師以外の職種となっている区もありますが、その場合はセンター長が健康危機管理等に的確に対応できるように、原則として行政医師を配置し、医学的支援等を行うとともに、健康福祉局の行政医師も必要に応じて区福祉保健センターの支援を行っています。

(6) がん検診体制の拡充・精度管理の向上のため、現在モデル実施をしている内視鏡による胃がん検診を本格実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) 胃がんの内視鏡検査については、モデル事業の実施状況を検討し、本格実施に移行していきたいと考えています。

(7) 老朽化した各区休日急患診療所の建替えは、計画を前倒しして早急を実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) 休日急患診療所の役割は重要と考えており、建替えについては関係団体と調整しながら、年1か所の整備を引き続き進めていきます。

(8) 耳鼻咽喉科及び眼科の二次救急医療体制整備に向けて、必要な人員体制確保のための助成措置を講ずること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、二次救急応需可能な耳鼻咽喉科、眼科を含む診療科の情報を医療機関、救急隊に情報提供する横浜市救急医療情報システム(YMIS)を運用しています。

YMISを活用することで、一次救急医療機関においても、患者の転院搬送先の選定時に、市内二次救急医療機関の応需情報を閲覧できるように対応しています。

(9) 在宅医療連携のための拠点整備を、西区にとどまらず全区で実施するために、整備・運営や人材育成確保計画を策定すること。

<回 答>

(健康福祉局) 市民の方の在宅医療ニーズに応えるため、中期4か年計画には平成29年度までに18か所(全区)に整備することを目標とし、平成25年度に1区で開設し、26年度には10区で新規開設しています。本市としても、今後の超高齢社会の進展に対応するためには在宅医療連携拠点を早急に全区に展開する必要があると考えていますので、引き続き整備の推進に努めていきます。

(10) 医師をはじめ女性医療従事者の職場復帰等を支援するため、24時間体制の病院内保育室など、子育て環境を改善する施策を講ずること。

<回 答>

(健康福祉局) 医師確保対策として、子育て等に配慮した働きやすい職場環境を整備するため、院内保育所を24時間化するための助成を行っています。

(11) 年々ニーズが拡大していく保育園医確保に対応する研修を充実するため、市医師会に委託している保育園児保健医療推進補助金を増額すること。

<回 答>

(こども青少年局) 厳しい財政状況の中で、補助金の増額は困難ですが、引き続き保育園医部会の活動への支援ができるよう、補助金に係る予算の確保に努めてまいります。

(12) 現在市内で一か所しかない障害者歯科センターを、検討にとどめず北部地域・南部地域に設置すること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在、高次障害者歯科医療施設としては、横浜市歯科保健医療センター、鶴見大学歯学部附属病院、神奈川歯科大学附属横浜クリニック、県立こども医療センター等があります。

今後も、26年度の実態調査等、協力医療機関との機能分担・連携の状況を踏まえ、各医療機関と連携を図り、障害者歯科保健の推進に努めていきます。

(13) 医療機関に対して、医療費の一部負担金の免除ができる無料低額診療施設をもっと増やすように働きかけ、薬局法人にも制度が適用されるような市独自の事業を行うこと。また、ホー

ムページでの掲載にとどまらず、同制度を広く市民に周知すること。

<回 答>

(健康福祉局) 無料低額診療事業については、薬の処方実態も含め、国が実態調査を行い検討すると聞いていますので、その結果を踏まえて検討していきます。

また、制度周知についてはホームページ掲載のほか、相談者に円滑な対応ができるよう、区役所保護課にも無料低額医療施設の情報提供をしています。

(14) 子宮頸がんワクチン接種副反応の実態調査を、特に実際に接種した全員を対象にして行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) ワクチンと症状との因果関係を検証する目的の調査であれば、本来、国が専門家による研究班等を設け、全国の症例などの情報を集約した上で、科学的根拠に基づき実施しなければ、結果を正しく評価できないと考えています。現在、国も副反応報告事例の追跡調査を開始しており、依頼に応じてその調査に協力します。

また、引き続き、市内の医療機関や学校、広報等を通じて広く相談を呼びかけ、必要な医療支援等に繋げていきたいと考えています。

(15) 不育症への助成制度を創設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 不育症については、厚生労働省研究班が研究を重ねているところであり、現在一部の治療薬について保険適用となっています。

不育症の治療は、まだ確立していないことから、現時点では治療費の助成については考えていませんが、引き続き国の動向を注視していきます。

なお、原因不明の流産を繰り返す不育症の方は、何も治療をしなくても次回の妊娠で子どもを得る確立が高いことが明らかになっているため、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師等による不妊不育専門相談を実施しています。引き続き、相談支援体制の充実を図っていきます。

(16) お産のできる診療所・助産所の運営支援策を拡充すること。また、お産のできる病院・診療所がない区（緑区・栄区・泉区）では、施設設置に向けて特別の手立てをとること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、出産を取り扱う医療施設に対して医師の確保に対する助成を実施しているほか、出産を取り扱う病床整備にかかる助成を実施しています。

また、分娩を取り扱う診療所の開設については、病床過剰地域においても特例で病床整備が認められる制度を活用するとともに、産科病床の整備にかかる助成を実施するなど、様々な機会を捉え、民間事業者への働きかけを行っています。

(17) 市内のぜん息患者数の実態を調査すること。その上で、東京や川崎のような医療費助成制度を制定すること。

<回 答>

(健康福祉局) 18歳未満(20歳まで延長可)のお子様を対象に、国の制度である「小児慢性特定疾患医療給付事業(平成27年1月1日より「小児慢性特定疾患医療費助成事業」)」による医療の給付を行っています。

厳しい財政状況の中、本市独自の助成制度を設けることは困難です。

【ぜん息患者実態調査】

厚生労働省が毎年、実施している国民生活基礎調査のうち、大規模調査（3年に1回実施）の中で、呼吸器系疾患（急性鼻咽頭炎、アレルギー性鼻炎、ぜん息、その他の呼吸系の病気）の総傷病数・通院者数、総症状数（呼吸器系；せきやたんが出る、鼻がつまる・鼻汁が出る、ゼイゼイする）が都道府県、20大都市別（横浜市含む）に統計をとっており、経年的にもデータを把握することが可能です。

【制度】

横浜市では、昭和48年、鶴見区の一部が著しい大気汚染でぜん息等の病気が多発している地域として指定され、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき公害健康被害認定者の方へ医療費等の補償給付を行っていますが、公害防止対策により、大気汚染状況がぜん息等の病気の主な原因とは言えないという程度まで改善し、昭和63年に指定が解除されたため、現在は新たな認定は行っていません。指定解除以降、大気汚染の状況は悪化していませんので、個人に対する個別の補償を行うのではなく、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた、専門医による講演会や個別相談等の事業を行っています。

(18) 市内の看護師不足に対応する施策を抜本的に進めること。

<回答>

(健康福祉局) 本市では、看護師の確保について重要な課題であると認識しており、そのための施策として、市内の病院が実施する潜在看護師のための復職支援研修への助成や、横浜市医師会及び横浜市病院協会が運営する看護専門学校への運営支援、市内の病院の求人情報をホームページ上で検索できるシステムの運用を行っています。

引き続き看護人材確保に向けた施策を進めていきます。

7. 放射線被害対策

(1) 本場や南部・食肉などの各市場での検査体制を継続させること。

<回答>

(健康福祉局) [経済局] 市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所において、引き続き食品中の放射性物質検査を実施していきます。

8. 災害時の医療体制

(1) 要援護者対策など近年民生委員の役割が増えていることに鑑み、民生委員の活動がしやすくなるような環境作りを行うこと。

<回答>

(健康福祉局) 民生委員の活動支援につきましては、課題検討会を設け、民生委員の意見も踏まえた支援策を策定しました。今後各項目を実施していきます。

(2) 発災時の障害者へのきめ細やかな対応を区などの防災計画に盛り込むこと。避難所における障害者の備品・装具・設備を充分確保し、障害者に防災訓練を実施するなど、障害者の防災対策を具体化して進めること。

<回答>

(健康福祉局) [総務局] 障害者の備品等を備えることは困難ですが、地域防災拠点や在宅での避難生活に支援等が必要な障害者等の要援護者のため、民間福祉施設等と特別避難場所の協力

協定を締結し（平成 26 年 7 月 31 日現在 437 施設）、施設に食糧など応急備蓄物資の備蓄を進めています。

また、障害者施設等の特別避難場所には、平成 26 年 3 月 31 日現在で 79 施設に災害時に必要な備品などの整備を行ってきました。

（3）災害時や緊急時における重度障害者の避難誘導をスムーズに行うため、訓練などでコミュニケーションの取り方を普段から意思疎通を図っておくこと。

<回 答>

（健康福祉局） 災害時において、適切な意思疎通のみならず、障害特性に応じた対応をするには、障害理解について日頃から取り組んでいくことが重要だと考えます。障害に対する理解を深めるために、引き続き普及啓発に努めていきます。

（4）透析者に、避難施設への該当薬の保管場所を提供すること。

<回 答>

（健康福祉局）〔総務局〕 避難施設等に個人の常備薬をあらかじめ備蓄することは、薬の効能維持管理等の課題があるため困難ですが、備蓄によらない方策も含め、関係局と連携しながら対策を検討していきます。

（5）膀胱・直腸障害者に、個々に応じたオストメイト等の装具の保管場所を提供すること。

<回 答>

（健康福祉局）〔総務局〕 災害時における障害者の対策を検討する場を設けます。その中で、障害者施設等への障害特性に応じた物品等の保管について、関係局と連携しながら検討していきます。

（6）失聴者・難聴者に、災害対策として、ダイナモ付きの携帯文字ラジオを支給すること。また、災害時のテレビ番組への字幕付与を行うよう、テレビ局に要請すること。

<回 答>

（健康福祉局、総務局） 情報提供手段の確保策は大きな課題と認識しておりますが、厳しい財政状況から、現時点での機器等の配布・販売は困難な状況です。

なお、災害時の緊急情報の伝達については戸別訪問・広報車や、ICTの利用などあらゆる手段を活用するほか、「Lアラート」への参加に向け準備を進めています。

あわせて現在、災害時の情報伝達手段の整備・活用などについて調査・検討を進めており、その結果を今後の対策に反映してまいります。

（7）どこに行けば医療が受けられるのかなどの発災時の医療体制がわかるように、日頃から市民に周知すること。

<回 答>

（健康福祉局） 防災計画の周知と共に、被災時の負傷者受入医療機関や、市民の皆さまにお願いしたい受診行動について、市ホームページや広報誌などあらゆる機会を利用して市民広報に努めていきます。

9. 動物

（1）野良猫が増えないように、ペットショップや飼い主に向けての啓蒙を行うこと。

<回 答>

（健康福祉局） 本市では、飼い主のいない猫いわゆる野良猫が増えないよう、ペットショップ

に対しては、動物取扱責任者研修等の機会をとらえ、販売時に適正な飼養方法や終生飼育等の啓発を購入者にすることを説明し、飼い主に対してはちらし、ポスター等の啓発資料を使い屋内飼育や終生飼育等の啓発を進めています。今後も継続してペットショップや飼い主に向けて終生飼育、屋内飼育の啓発啓蒙を進めていきます。

(2) 本市が進める地域猫の活動についての広報・啓蒙を行うこと。

<回答>

(健康福祉局) 本市では飼い主のいない猫を減らすことを目的に地域猫活動モデル事業を昨年から実施しています。今後も引き続き各区と連携しながら、地域猫活動の周知や取組の支援を進めていきます。

【温暖化対策統括本部】【環境創造局】

1. 市内農業

(1) 環太平洋連携協定（TPP）締結による市内農業への影響を調査し、公表すること。

<回答>

(政策局) [環境創造局] 環太平洋連携協定（TPP）については、現在、国が関係国と交渉中ですので、その動向を注視してまいります。

(2) 経済局と連携し、農産物の地産地消をさらに進めるため、市内で営業するスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどに市内農産物の常設売り場を設置すること。

<回答>

(環境創造局) いくつかの市内スーパーマーケット等ではすでに市内産農畜産物の販売・PRを行っています。スーパーマーケット、流通業者等と連携し、市内産農産物の販路拡大を引き続き推進してまいります。

(3) 引き続き、農家以外からの就農を増やすために、就農者への遊休農地借り入れや農業技術などの援助を行うとともに、市民への就農PRを行うこと。

<回答>

(環境創造局) 新たに農業参入を希望しようとする人には、引き続き市民農業大学講座等で就農に向けた技術支援を進めるとともに、就農後の栽培技術などの相談にも取り組んでまいります。また、市が遊休農地を借り入れ、復元し、新たに農業参入した方に貸し付ける取組も進めます。就農PRについては、市民の皆様には市民農業大学講座等のご案内とともに、新規参入のPRも引き続き行ってまいります。

(4) 引き続き、都市の環境と防災における生産緑地の重要性について、市民への啓発に努力するとともに、生産緑地を減少させない手立てを強めること。

<回答>

(環境創造局) 「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）」では、市民が身近に農を感じる場をつくる取組を進め、市民の皆様の農業の理解を深めてまいります。

また、生産緑地での農業の継続については、認定農業者に対する支援を活用して、安定した農業経営の継続に向けた支援を引き続き実施してまいります。

2. 環境・緑

(1) 環境の保全の立場から、マンション建設や宅地造成等による斜面緑地開発を規制する条例

等の整備を行うこと。

<回 答>

(環境創造局) [建築局] 「横浜みどりアップ計画」に基づく取組により、緑地保全制度の指定による、樹林地の保全を引き続き進めていきます。

集合住宅などの開発等に対しても、関係局と連携を図りながら、今ある樹林地をできるだけ残していただくよう働きかけを行っていきます。

(2) 旧既成市街地での緑化をみどりアップ事業の重点項目に据え、年次計画を設定し事業を進めること。

<回 答>

(環境創造局) 「横浜みどりアップ計画」(計画期間：平成 26-30 年度)では、市民の皆様からいただく横浜みどり税を主な財源とし、5か年の事業量を示して市民が実感できる緑をつくる取組を進めています。

民有地における緑化の助成については、緑の少ない鶴見、神奈川、西、中及び南区における公開性や視認性の高い場所での緑化や生物多様性の向上に寄与する緑化などの効果的な取組に対し、支援を充実させて取り組んでいます。

また、南区総合庁舎など再整備される3区庁舎をはじめとした主要な公共施設の緑化も併せて推進するとともに、緑の少ない区などを対象に土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、公有地化によるシンボリックな緑の創出にも取り組んでいます。

(3) 建ぺい率などに応じた緑化面積の設定、商業地域を対象に加えるなど緑増加対策を拡充し、引き続き都市緑地法適用除外規定の廃止を国に要求すると同時に、建築局に環境設計制度でのインセンティブに敷地内緑化等を加えるなど、市独自の施策を進めること。

<回 答>

(環境創造局) [建築局] 緑化地域制度の商業系用途地域への拡大については、国に対し、本市の独自要望や九都県市の要望行動などを通じ、法改正の働きかけを行っているところですが、現時点では法改正には至っておりません。

市街地環境設計制度においては、制度適用の要件として「敷地内の空地には積極的に緑化を行うこと」としており、原則として法令で定める1.5倍の緑化をすることとしています。

(4) 緑の保全の立場から、環境創造局として、上郷開発は認めないことを宣言すること。

<回 答>

(環境創造局) [建築局] 当該地については、できるだけ多くの緑地を保全できるよう地権者に働きかけており、事業者より提出された事前相談書に対する助言書においても、緑地をできるだけ保全するための計画の検討等を求めてきました。

26年1月17日に都市計画提案が提出されていますので、関係局と連携しながら、これに適正に対応していきます。

(5) 市街化調整区域における開発規制を強化すること。特に、市街化調整区域における墓地開発計画では、特例解除を原則認めずに規制するとともに、名義貸しの疑いなどを厳格に審査すること。

<回 答>

(建築局) [環境創造局] 市街化調整区域における開発行為については、本市での市街化調整区

域の状況等を踏まえ、立地可能な施設を限定しています。これにより、特定の施設以外の施設を目的とした開発行為を抑制しています。

墓地開発に関しては、今後も「墓地、埋葬等に関する法律」等の所管部署と連携し、開発許可制度の適正な運用を図っていきます。

(下線部について回答) (健康福祉局) 市街化調整区域における開発行為については、本市での市街化調整区域の状況等を踏まえ、立地可能な施設を限定しています。これにより、特定の施設以外の施設を目的とした開発行為を抑制しています。

墓地開発に関しては、今後も「墓地、埋葬等に関する法律」等の所管部署と連携し、開発許可制度の適正な運用を図っていきます。

3. 地球温暖化対策

(1) 大飯原子力発電所の運転再開を差し止めた福井地裁判決を受け、日本をリードする大都市横浜として原発ゼロ宣言を行うこと。

<回答>

(環境創造局) 原発に関する施策については、安全性の確保を最優先に考え、その上で、経済の側面、地球温暖化など、さまざまな影響を考慮し、総合的に判断していく必要があると考えています。

(2) 「生活環境の保全等に関する条例」での地球温暖化防止に関する条項を独立させ、市政での省エネ・創エネ施策に法的根拠を与え、すべての施策に反映させる「温暖化防止条例(仮称)」を制定すること。

<回答>

(温暖化対策統括本部) 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」において、地球温暖化防止に関する本市や市民、事業者の責務等を定めております。

また「横浜市地球温暖化対策実行計画」のエネルギー施策をより着実に推進するため「横浜市エネルギーアクションプラン」を今年度策定する予定であり、省エネ・創エネ施策の推進に向け、本市をはじめ、市民・事業者の具体的な行動を促進してまいります。

(3) 地球温暖化対策実行計画の基本方針の一つに位置付けられた地域におけるエネルギーの創出と地産地消の推進について、計画目標を前倒した年次計画に改めること。

<回答>

(温暖化対策統括本部) 地球温暖化対策実行計画をより着実に推進するために、実行計画の基本方針を踏まえた「横浜市エネルギーアクションプラン」を26年度中に策定する予定です。プランに基づき、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの公共施設における更なる導入、民間における更なる導入促進など、エネルギーの創出と地産地消の推進に取り組んでまいります。

4. 放射能対応

(1) 保土ヶ谷区仏向西の市有地に設置したモニタリングポストだけでなく、方面別に常設モニタリングポストを増設すること

<回答>

(環境創造局) 横浜市を含む神奈川県東部エリアには、本市で設置した放射線モニタリングポスト(保土ヶ谷区仏向西)に加え、県立岸根高校(港北区岸根町)、県立逗葉高校(逗子市桜山)に、それぞれ国が設置した放射線モニタリングポストがあり、北部、中部、南部の3方面

において、放射線量を常時監視しています。

(2) 8000 ベクレル/時以下を良しとした国の方針に従うことなく、下水汚泥焼却灰は、適切な処理技術が確立するまで東電と国の責任で保管管理するよう東電と国に申し入れ、港湾区域内への埋め立て処理は行わないこと。

<回 答>

(環境創造局) 下水汚泥焼却灰の埋立てについて、関係者の皆様から一定のご理解をいただいたことから、横浜市放射線対策本部会議において、埋立て処分方針を正式に決定いたしました。

平成 27 年 1 月以降、南本牧最終処分場の陸地化部分に試験埋立を行い、安全を確認してから、平成 26 年 4 月以降の焼却灰を対象に埋立てを実施します。

引き続き、周辺にお住まいの皆様や港湾関係者の皆様をはじめ、関係する方々には丁寧な説明を行い、安全を最優先に埋立てを実施してまいります。

【資源循環局】

1. 資源化の推進

(1) 各区に「ヨコハマ 3 R 夢プラン」推進担当を置き、自治会、町内会、学校、企業等へ出前講座などで積極的に出向くなど、「ヨコハマ 3 R 夢プラン」の大切さをわかりやすく市民に伝える啓発をさらに進めること。

<回 答>

(資源循環局) 「ヨコハマ 3 R 夢プラン」の市民の皆様への啓発につきましては、引き続き各区地域振興課資源化推進担当において推進するとともに、各区資源循環局事務所においても出前講座などの充実を図ってまいります。

(2) 「さっぽろ学校給食フードリサイクル」など先進的施策を参考に、小中学校での「ヨコハマ 3 R 夢プラン」啓発を教育委員会と協力して進めること。

<回 答>

(資源循環局) [教育委員会事務局] 小学 4 年生を対象にした環境副読本の活用や工場見学、小中学校における出前教室など様々な機会をとらえて、3 R 夢プランに関する啓発を教育委員会と連携し、進めてまいります。

(3) 生ごみの減量化・資源化に特化した啓発活動を実施するとともに、生ごみの堆肥化、バイオガス化事業を積極的に進めること。

<回 答>

(資源循環局) 食品ロス・生ごみの削減に向け、住民説明会や出前教室、工場見学などの機会に、パネルやチラシ、動画などを活用し、啓発活動を行ってまいります。

また、家庭での土壌混合法による堆肥化の普及啓発を図るほか、バイオガス化によるエネルギー活用の実現可能性について、引き続き調査・検討を行ってまいります。

2. 喫煙禁止地区の推進

(1) 大通り公園や横浜公園でのバザー会場はじめ不特定多数の人が集まる場所など喫煙禁止地区を拡大するため、関係区役所、市民、有識者等による検討機関を設置すること。

<回 答>

(資源循環局) 喫煙禁止地区の拡大については、既指定地区における違反者数が未だ一定程度

の水準で推移していること等から、人通りが多くたばこの火の危険性が高い都心部で取組を強化するなど、引き続き既指定地区において、実効性を確保しながら制度の定着を図ってまいります。

喫煙禁止地区以外の地域においても、今後もより一層、区役所や地域の皆さまとの連携を図り、各区の特性にあった啓発手法や、時間・場所を検討し、効果的な歩きたばこ防止パトロールや啓発活動を進めてまいります。

【建築局】

1. 木造住宅耐震・改修助成制度の改善・充実

(1) 安全・安心の街づくりを推進する上で極めて有効な木造住宅の耐震・耐火化事業を、一層積極的に推進すること。そのために、本市独自の木造住宅耐震診断・改修補助制度を耐火化の視点も加味してより使いやすく、実効性のある制度に改善すること。

<回答>

(建築局) 本市では、横浜市耐震改修促進計画において、27年度の住宅の耐震化率を90%にする目標を定め、住宅の耐震化を進めています。

耐震診断を受診して改修補助を申請していない人へダイレクトメールを送るなど普及啓発に努めています。

27年度も引き続き積極的に啓発・PRや制度の見直しを行い、制度の利用促進に努めます。
(下線部について回答)(都市整備局) 防火改修に関する補助制度の導入は必要だと考えており、現在耐震改修補助と連動した不燃化改修補助の導入に向けて検討を進めています。

制度の導入に向け、効果的な補助制度とするための検討や予算確保に向けた取組を引き続き進めます。

2. 住宅リフォーム制度の創設

(1) 住宅改修工事の動機付けとなる耐震化、バリアフリー化、創・省エネ化等を包含した住宅リフォーム助成制度を創設すること。

<回答>

(建築局) 住宅の耐震化や共同住宅の共有部分のバリアフリー化、省エネ化など公益的な目的を持った各種補助制度を設けています。

3. 第7回都市計画の線引き見直しについて

(1) 2015年度に「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」(「整開保」と略)の権限が本旨に委譲されることに伴い、「整開保」に関わる内容を含めて線引きの見直しが行われるが、市街化を規制してきた調整区域においてはこれまでどおり開発計画は認めない対応を維持すること。

<回答>

(建築局) 線引き見直しにつきましては、市全体の人口や土地利用の状況、鉄道・道路・公園などの都市基盤施設の整備状況等を踏まえながら、良好な市街地環境の形成や緑地・農地等の自然環境の保全・創造、将来の活力ある横浜の姿などを見据えて、それぞれの地域にふさわしい土地利用の実現に向けて検討していきたいと考えております。

このため、今回の線引き見直しに向けては、都市計画審議会よりいただいた答申をもとに、

平成 26 年 11 月 27 日から 12 月 26 日まで、本市の整開保等及び線引きに関する見直しの基本的考え方（案）を公表、市民意見を募集し、平成 27 年 3 月に同基本的考え方を策定しました。

- （２）環境・みどりの保全、コンパクトなまちづくりなど、本市の基本方針に即して行うこと。
また、市街化区域の緑をこれ以上減少させないために、逆線引きを積極的に行うこと。**

<回 答>

（建築局） 線引き見直しにつきましては、市全体の人口や土地利用の状況、鉄道・道路・公園などの都市基盤施設の整備状況等を踏まえながら、良好な市街地環境の形成や緑地・農地等の自然環境の保全・創造、将来の活力ある横浜の姿などを見据えて、それぞれの地域にふさわしい土地利用の実現に向けて検討していきたいと考えております。

このため、今回の線引き見直しに向けては、都市計画審議会よりいただいた答申をもとに、平成 26 年 11 月 27 日から 12 月 26 日まで、本市の整開保等及び線引きに関する見直しの基本的考え方（案）を公表、市民意見を募集し、平成 27 年 3 月に同基本的考え方を策定しました。

4. 住環境・みどりの整備・保全

- （１）市街化調整区域における開発規制を強化すること。**

<回 答>

（建築局） 市街化調整区域における開発行為については、本市での市街化調整区域の指定の状況等を踏まえ、立地可能な施設を限定しています。これにより、特定の施設以外の施設を目的とした開発行為を抑制しています。

- （２）環境やみどりを保全する見地から、斜面緑地開発に関連する条例等を整備・充実させる改正を行うなど規制を強化すること。**

<回 答>

（建築局）〔環境創造局〕 斜面緑地開発に関連する制度として、横浜市地下室マンション条例では、地下室建築物となる共同住宅等を設ける斜面地開発行為を行う場合、敷地境界線から 4 m 以上の幅の空地を設け、緑化又は既存の樹木を保存することを義務づけています。

また、都市計画法に基づく開発許可の許可基準では、斜面地で行う宅地造成のうち、登記かつ課税地目が山林（過去 5 年間）の場合は、景観に配慮し、擁壁の高さの制限や緑化の義務付けを行っています。

- （３）上郷開発は、「整開保」の規定に基づき、許可できないとしてきたこれまでの立場を今後も堅持し、開発を認めないこと。**

<回 答>

（建築局）〔環境創造局〕 栄区上郷猿田地区における都市計画提案については、平成 26 年 1 月 17 日の提案受理後、3 月 23、24 日に提案説明会、5 月 20 日には提案公聴会を開催しました。

また、同年 10 月 24 日及び平成 27 年 2 月 4 日に庁内の評価委員会を開催しましたが、最終的な判断には至らず、継続審議となりました。引き続き、将来のまちのあるべき姿を見据えつつ、公聴会での市民の皆様のご意見とともに、本市のまちづくりの方針への整合などの様々な観点から提案内容を評価し、市の素案として、都市計画審議会へ諮問するか否かについて慎重に判断していきます。

5. 開発行為の規制

- （１）条例改正が行われたにもかかわらず、公共公益負担義務逃れを目的とする分割開発が、港**

北区篠原町などの現場において依然として行われている。開発行為等調整条例を厳格に適用し、実効ある規制を行うこと。

<回 答>

(建築局) 「横浜市開発事業の調整等に関する条例」において、市街化区域における小規模な開発事業を条例の対象に加え、さらに、開発事業の完了から全ての予定建築物の建築工事の完了までの間または1年間は開発事業計画を遵守する規定を設け、平成25年7月から施行しています。これにより、小規模に分割した連続開発などについては、今後は一定程度抑止されるものと考えています。

6. 区役所における開発行為等相談窓口の設置

(1) 各区役所に、開発行為や建築行為等に関する相談窓口を設置すること。

<回 答>

(建築局) [市民局] 建築等に関する相談に対しては、建築局所管課において専門性を生かした対応をしており、必要に応じ、各課連携して対応しています。今後とも区との連携を図り、市民の皆様の建築等に関する相談に対応していきます。

7. 市営住宅

(1) 募集選考の倍率は高止まりしていることから、入居希望者は依然として多いことが明らかである。市営住宅について、新規建設ゼロの国の方針に従うのではなく、本市独自に新規建設に転換すること。

<回 答>

(建築局) 現在、市内には、市営及び県営住宅や住宅供給公社、UR都市機構の賃貸住宅を合わせた「公的な賃貸住宅」が供給されています。その中で、市営住宅は県営住宅と合わせて一定程度のストック数が供給されていると認識しています。

なお、高い応募倍率については、真に住宅に困窮している方々が入居できるように、収入超過者や高額所得者等に対する対応や滞納の整理など入居者への適正な管理を進めます。

(2) 既存の市営住宅団地について、大規模改修・再生等に積極的に取り組み、居住条件の向上を進めること。

<回 答>

(建築局) 既存の市営住宅については、入居者の安全確保のために住宅部分の耐震改修工事を25年度までに完了しました。また、昭和30年から40年代に建設した大規模な市営住宅について、これまでエレベーター設置等を進めてきています。厳しい財政状況ではありますが、現在行っている住宅政策審議会の議論を踏まえ、今後の進め方を検討していきます。

【都市整備局】

1. 防災まちづくり推進室

(1) 防災まちづくり推進室が、本市まちづくり事業の全般にわたって、防災・減災の見地からイニシアチブを発揮すること。

<回 答>

(都市整備局) [総務局] 防災まちづくり推進室は、副市長をトップとする庁内横断プロジェクトである「地震火災対策推進プロジェクト」の事務局として、地震火災対策の推進に向け、

イニシアチブを發揮していきます。今後も引き続き、減災目標の達成に向けて取組を進めます。

2. 都心臨海部再生マスタープラン

(1) 同マスタープラン作成作業に防災の専門家の知見を反映すること。そのために、審議会委員の構成に防災分野の専門家（防災、地震、地学等の知見を有する専門家）を加えること。

<回答>

(都市整備局) [総務局] マスタープランの検討では、誰もが夢や希望を抱くことのできる将来像を描くため、賑わいや活力の創出、回遊性の向上、環境やエネルギーの視点を特に重視しており、これらの分野に精通し、かつ防災・減災の知見のある委員として、国や県の防災に関する会議等にも名を連ねている委員を選定し、委員のご意見を踏まえプランを策定しています。

3. 横浜駅周辺地区の防災対策

(1) 一日の来街者が 250 万人といわれる横浜駅周辺地区は、海水面下の地下街、海拔 0～1.5 mの地盤から構成されている。あらゆる災害リスクを想定した市独自の防災対策を策定すること。

<回答>

(都市整備局) 浸水、地震、津波等の災害リスクを克服するための防災対策を「エキサイトよこはま 22」に基づき、国、県、本市と民間事業者が連携した取組を進めているところです。

具体的な浸水対策として、50年に一度の確立で起きるレベルの集中豪雨に対応するための計画に基づき、神奈川県において帷子川河口部の改修工事や本市で鶴屋橋架け替えを推進しています。また、下水対策として、雨水貯留や下水道管等の下水道施設整備や民間開発にあわせた敷地内貯留施設を整備するなどの対策を進めています。

また、地域全体の地盤の嵩上げを促進するために、「まちづくりガイドライン」に、地盤の嵩上げの目標の基本ルールを定めて、水害に強いまちづくり誘導しています。

津波対策として、発災時における横浜駅周辺の来街者の安全な避難誘導対策等の取組みや、デッキレベルの避難施設等必要なインフラについて定めた「横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画」を策定し、民間事業者と行政が連携した防災対策を進めています。

今後、地震対策として、地下街の防災対策をすすめるために、国と本市、東西の地下街事業者が連携して、「地下街防災推進計画」を策定し、避難誘導施設の整備などのハード対策を進めています。

(2) エキサイトよこはま 22 計画は、横浜駅周辺の安全、安心を確保する視点から現計画を抜本的見直すこと。

<回答>

(都市整備局) 「エキサイトよこはま 22」の安全安心戦略に基づき、

- ・河川、下水道、まちづくりが連携した浸水対策
- ・民間と行政の共同による防災インフラの整備
- ・まちと行政が連携した安全・安心管理体制の確立

などの具体的な方策を「エキサイトよこはま 22 まちづくりガイドライン」や「基盤整備の基本方針」に位置付け計画の推進しているところですが、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策を進めるために、平成 24 年度に「まちづくりガイドライン」を防災・防犯分野を中心に改訂し、地震や水害などの災害に強い防災・減災まちづくりの取組みと合わせて、平成 25 年度

には「横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画」を策定し、地震や津波などの発災時に民間事業者と行政が連携した円滑な避難誘導など、来街者の安全・安心を確保する取り組みを進めます。

4. 地震火災対策

(1) いえ・みち・まち整備事業が計画どおりすすまなかった教訓を活かして、木造住宅密集地域において燃え広がらない地域づくりを確実に推進すること。

<回答>

(都市整備局) 燃えにくいまち・燃え広がらないまちづくりを確実に推進するため、木造住宅密集市街地等の延焼の危険性が特に高い地域(重点対策地域)を対象に、建築物を建てる際に準耐火建築物以上の耐火性能強化を義務付ける「新たな防火規制」を平成27年7月から導入するとともに、不燃化建替等にかかる費用の一部を補助する「建築物不燃化推進事業補助」を拡充します。

(2) 住宅耐火化建替補助制度、木造住宅耐震改修促進事業は、対象戸数に比して予算措置があまりにも貧弱である。事業の重要性、緊急性に見合った予算規模を確保すること。

<回答>

(都市整備局) 木造住宅密集市街地等の延焼の危険性が特に高い地域(重点対策地域)を対象に、建築物を建てる際に準耐火建築物以上の耐火性能強化を義務付ける「新たな防火規制」を平成27年7月から導入するとともに、不燃化建替等にかかる費用の一部を補助する「建築物不燃化推進事業補助」の件数を拡充します。

(下線部について回答)(建築局) 27年度の木造住宅耐震改修促進事業の補助件数については、約400件を計上しています。これは、東日本大震災以降、膨大な申請を受理しており、これらが順次完了し、補助金執行を行うものです。

5. バリアフリー化の推進

(1) エレベーター・エスカレーター未設置駅、駅周辺道路の未整備等を解消し、公共・公益施設のバリアフリー化を一層促進すること。

<回答>

(健康福祉局)[都市整備局、道路局] 横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、施設の新設及び改修時に、バリアフリーに関する整備基準を遵守するよう、施設整備者等に対して働きかけていきます。

(2) 駅ホームドアの設置、駅舎の安全対策、混雑緩和等を緊急課題と位置づけ、鉄道事業者任せにせず市として積極的に推進にあたること。

<回答>

(都市整備局) 可動式ホーム柵については、市民の安全確保を図るとともに、自殺防止や公共交通の輸送の安定性確保に寄与することから、鉄道事業者の設置計画を踏まえ、国や県と連携して必要性が高い駅に対して整備費用の一部に補助金を交付することで、整備を促進していきます。また、階段増設などの鉄道駅の安全性確保や混雑緩和策については、基本的に鉄道事業者の責任において対応すべきものですが、市民の安全確保の観点から、早期に対応するよう鉄道事業者に働きかけていきます。

【道路局】

1. 道路関係予算

(1) 道路費予算の高速道路整備偏重を改め、一般道路整備・維持管理・保全に予算配分を最優先すること。

<回答>

(道路局) 本市の骨格的な高速道路ネットワークである横浜環状道路などの整備は、横浜港と背後圏の結びつきを強め、横浜港の国際競争力の強化を図るとともに、一般道路の渋滞解消などにも資するものです。併せて、災害時における支援物資や人員の輸送経路の確保により、災害時の機能が強化されるなど、将来にわたる市内経済の活性化や市民生活の安全・安心に必要不可欠です。

横浜環状道路の整備は、幹線道路や地域道路の整備、道路施設の保全・更新と同様に、経済活動や市民生活になくてはならないものですので、いずれの事業も必要となる事業費を確保していきます。

(2) 生活道路の維持管理、私道整備助成、下水・公園等の維持管理等にかかわる事業を推進し、安全・安心な生活基盤の整備・充実を図るために、各区の土木事務所関連予算と人員を確保すること。

<回答>

(道路局) 道路修繕・私道整備等の維持管理のための土木事務所関連予算については、引き続き、予算の確保に努めていきます。

(下線部について回答)(環境創造局) 厳しい財政状況ではありますが、安全な生活基盤が保てるよう、予算の確保に努めてまいります。

2. 生活関連道路等の整備

(1) 通学路の安全確保とスクールゾーン対策を、引き続き、きめ細かくスピード感を持って推進すること。

<回答>

(道路局) 地域及び行政が連携し、通学路の安全確保及びスクールゾーンの安全対策の推進に取り組んでいきます。

(2) 緊急交通路に指定された幹線道路、区役所へのアクセス道路について、電線の地中化を速やかに促進すること。

<回答>

(道路局) 大地震などの災害発生時に、人命被害を防ぎ、円滑な救急活動や物資の輸送を行うため、ご要望にあるような防災上重要な道路について、電線共同溝の整備を優先的に進めています。

(3) 鶴見区・生見尾踏切、緑区・川和踏切(横浜線中山駅付近)など、特に危険性の高い踏切については、安全対策の優先順位を定め、速やかに危険の解消を図ること。

<回答>

(道路局) 現在、道路局では市内の踏切を対象に、踏切の総合的な安全対策として交通量、遮断時間、市民要望などを勘案した「踏切整備計画」を策定中です。来年度以降は、踏切整備計画の中で安全対策が必要とされた踏切を対象に、「踏切安全対策実施計画」の中で優先度や整備

時期を定め、対策を実施していく予定です。

(4) バス停留所の上屋・ベンチ設置について、自治体の補助制度を持つ他都市に倣って、市営・民間の区別なく支援できる本市独自の補助制度を創設すること。

<回 答>

(道路局) バス停の利用環境の向上については、利用者の需要や現地の状況などを踏まえて、バス事業者が判断することとしており、予算化は困難です。

3. 高速横浜環状道路等

(1) 高速横浜環状道路南線および北西線整備事業は、事業の必要性、費用対効果について説明責任が果たされておらず、事業計画は白紙撤回すること。

<回 答>

(道路局) 横浜環状南線は、事業者と連携を図りながらこれまでも説明会などを重ね様々な機会において、皆様からいただいたご意見をできるだけ事業に反映させるよう努めるとともに、ご理解がいただけるよう丁寧な説明を行ってきました。北西線は、構想段階から市民の皆様を中心に幅広く情報提供しつつご意見を伺い、計画に反映させていくパブリック・インボルブメント方式を導入して計画づくりを進めてきました。

南線は圏央道の一部として中央道や関越道などと連絡し、広域的な道路ネットワークを形成します。また、北西線は北線と一体となり市中心部や国際コンテナ戦略港湾である横浜港と国土軸である東名高速を直結します。これらの道路は、市内経済の活性化や国際競争力強化、緊急輸送路としての緊急物資の輸送、保土ヶ谷バイパスをはじめとする市域の交通混雑の改善など大きな整備効果が期待されることから、できるだけ早期に供用できるよう整備を進めていきます。

(2) 同南線の土地収用法適用に向けた手続の開始は、住民無視の暴挙である。即刻、中止・撤回すること。

<回 答>

(道路局) 圏央道の一部である「さがみ縦貫道路」が今年度中に完成すると、圏央道の西側区間で唯一、横浜環状南線と横浜湘南道路が未開通区間となります。国際コンテナ戦略港湾である横浜港を中心とした湾岸地域と国土軸である東名高速等がつながることは本市にとって非常に重要です。圏央道のネットワーク効果を早期に発揮させるため、南線の平成32年度完成がこれ以上遅れることがないように、本市も事業者と連携を図り、地域の皆様の理解促進に努めます。また、残る用地については引き続き任意の交渉を進めていきますが、必要な時期に用地取得ができない事態に備え、土地収用法に基づく事業認定の手続きは必要なものと考えています。

(3) 高速横浜環状道路の関連街路となる都市計画道路岸谷線は、廃止すること。

<回 答>

(道路局) 本市の都市計画道路の整備状況は、政令市の中でも最低水準にあるなど、依然として不十分であると認識しており、今後も着実な整備が必要と考えています。

平成16年からは、都市構造や社会状況等の様々な変化に適切に対応した道路ネットワークとするため、都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表しました。この見直しの素案に基づき、路線の変更、追加等の手続きを近隣住民の皆様へ説明しながら進めています。

なお、岸谷線は、鉄道による地域分断の解消や災害時の避難路や緊急輸送路になるなど、地域防災性の観点からも必要な路線と考えています。

4. 地域生活交通網の改善・整備の促進

- (1) 地域交通サポートシステム制度を活用し、当該地域住民との共同により地域のニーズにあった交通手段・手法を工夫して積極的に導入を図るとともに、財政的支援を行う予算措置をとること。

<回答>

(道路局) 地域交通サポート事業により本格運行を開始した地区や具体的な計画について検討を開始している地区もありますので、これらの地区で得られたノウハウを活用し、現行制度の中で様々な工夫や知恵を出し合いながら地域に見合った交通手段の導入に向けた地域の活動を支援していきます。

5. 自転車対策

- (1) 自転車利用者のマナー向上の啓発など、自転車による事故防止に効果のあがる具体的な対策を講じること。

<回答>

(道路局) 自転車の交通ルールやマナーなどをまとめたリーフレットの配布、世代別の交通安全教室の実施など、自転車利用者に対して交通ルールの遵守やマナー向上の啓発を行っていきます。

- (2) 自転車専用レーンの設置を引き続き促進すること。

<回答>

(道路局) 自転車専用レーンの整備については、道路の利用状況や周辺の皆様のご意見など、地域の実情を踏まえ、交通管理者とも連携しながら事業を推進します。

- (3) 駅周辺の放置自転車・バイクは依然としてなくなるしない。新しい技術や機材を導入するなど、自転車・バイク駐輪場の整備・充実を図ること。

<回答>

(道路局) [都市整備局] 自転車駐車場(125cc以下のバイク含む)については、今後も整備促進に努めます。

(下線部について回答) (都市整備局) [道路局] 自動二輪車(125cc超)の駐車場については、四輪自動車同様、民間事業者による整備を中心に考えております。また、横浜市駐車場条例に基づき、商業施設等の建築物への自動二輪車駐車場の設置を義務付けています。

【港湾局】

1. 港湾整備

- (1) 政府の国際コンテナ戦略港湾計画に与することなく、過大な貨物需要の見込をやめて、今後の世界の物流動向を見極め、効率的で需要に見合った港湾整備を目指すこと。

<回答>

(港湾局) 26年12月に改訂した横浜港港湾計画における目標貨物量の推計は、世界の人口やGDPなどの経済指標等に基づき行っており、引き続き必要な施設整備を行っていきます。

- (2) 港湾での雇用創出を図るための施策について、ソフト、ハード面とも強化すること。

<回 答>

(港湾局) 横浜港では、船舶の大型化に対応し、南本牧ふ頭をはじめとした先進的な施設整備を推進するとともに、船会社や荷主に対するポートセールス等、貨物集荷策を展開しています。また、高機能な物流施設を集積するロジスティクス・パークの形成にも取り組み、国際競争力を一層強化していきます。

こうした取組を着実に推進し、コンテナ貨物取扱量を増加させ、横浜港を活性化させることで、新たな雇用の安定と創出にもつなげていきます。

(3) MC-3の建設工事とMC-4建設計画は凍結するとともに、当初計画にはなかった南本牧ふ頭連絡臨港道路整備を中止すること。

<回 答>

(港湾局) 横浜港の国際競争力強化のためには、基幹航路の維持拡大や広域交通ネットワークとの円滑な接続が必要です。

基幹航路においては、船舶の大型化が急速に進んでいるため、南本牧ふ頭において20mの大水深岸壁をもつMC-3コンテナターミナルの整備を進めており、平成27年春に供用予定です。MC-4についても、平成25年度から岸壁整備を進めています。

また、MC-3, 4コンテナターミナルや、物流関連施設を集積による今後の交通量の増加に対応するため、南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備を進めています。

(4) 新たに計画された本牧地先の埋め立て・新たなふ頭建設は中止すること。

<回 答>

(港湾局) 横浜港の国際競争力強化のためには、基幹航路の維持拡大とロジスティクス機能の強化が必要です。そのため、本牧地先において、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した総合物流拠点を、26年12月に改訂した横浜港港湾計画に位置づけました。

(5) 山下ふ頭再整備についてはカジノ誘致による再整備ではなく、山下ふ頭での関係事業者、周辺自治会・町内会はもちろん全市的に意見等を取り入れ、市民生活向上と横浜経済に資する計画にすること。

<回 答>

(港湾局) [政策局] 山下ふ頭が持つ、広大な開発空間や静穏な水域など、優れた立地特性を生かし、大規模で魅力的な集客施設の導入などを含め、都心臨海部の新たな賑わい拠点となることを基本に考えており、現時点で、施設を特定しておりません。

また、再開発を進める上で、市民の皆様をはじめ、多くの関係者のご意見を聞くことは重要であると考えております。

現在、基本計画について専門的で幅広い視点から、山下ふ頭開発基本計画検討委員会において、ご議論いただいております。

今後、基本計画の素案として策定し、その内容について市民の皆様のご意見を伺った上で、本市の計画としてとりまとめてまいります。

2. 働きやすい港湾

(1) ふ頭内の公衆トイレの衛生管理及び周辺の整備・美化の徹底し、女性用トイレを増やすこと。

<回 答>

(港湾局) ふ頭内の衛生環境の確保や美化には、港湾施設使用者の協力が重要と考えており、本市や指定管理者が行う清掃とあわせ、港湾関係者やトラックドライバーへのごみの投げ捨て禁止の啓発を図るとともに、港湾関係者や行政機関と連携したふ頭ボランティア清掃なども行っています。

女性用トイレについては、平成 25 年度に大黒 T-3 上屋への設置が完了しました。さらに、平成 26 年度中に新たに新出田町ふ頭に設置を予定しており、今後も施設状況や女性労働者のニーズを踏まえ、順次設置を進めてまいります。

(2) 休憩所での給湯施設整備をはじめ、ふ頭内の食堂、売店などの厚生施設を充実すること。

<回 答>

(港湾局) 港湾労働者のニーズを踏まえ、横浜港の福利厚生団体と調整しながら、厚生施設の充実に可能な範囲で取り組んでまいります。

(3) 市街地と港湾ふ頭間の公共交通について、市バス運行時間・便数の充実及び利便性の向上を図るなど、交通網の充実を図ること。

<回 答>

(港湾局) 交通局では利用するお客様の人数に合わせた運行回数の設定など、バス路線の効率的な運行に努めております。

市街地と港湾ふ頭を結ぶ 17 系統、26 系統、109 系統につきましては、横浜市生活交通バス路線維持制度により運行している路線であり、現在の利用状況も踏まえると、増便は難しいと考えております。

(4) 港湾局として、港湾を職場とする労働者を対象に、職場環境についてのアンケートを行い、働きやすい港湾環境の向上を図ること。

<回 答>

(港湾局) 港湾局では、全横浜港湾労働組合連合会をはじめとした労働組合が、アンケートなどにより取りまとめた行った要望についての申し入れ（年 4 回）を受け協議するなど、働きやすい港湾環境の向上に努めています。

3. 防災・放射能対策

(1) ふ頭内に退避施設をつくるなど、津波からの避難時間を確保するための海岸保全整備を強化すること。

<回 答>

(港湾局) 国の中央防災会議（内閣府）において、津波対策を構築するにあたっては、基本的に「発生頻度は低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす減災レベルの津波」と「百数十年に一回の頻度で発生する防護レベルの津波」を想定する必要があるとしています。

本市では、減災レベルの津波に対しては、「津波からの避難に関するガイドライン」を策定し、避難を柱に、津波避難施設の指定、津波避難情報板の設置、海拔表示の設置、津波警報伝達システムの構築など、総合的な津波対策の確立に向けた取り組みを行っております。

また、防護レベルの津波に対しては、経年変化などにより一部の護岸等が沈下している状況等をふまえ、嵩上げを基本として、防護手法を検討しております。

今後は、計画案をとりまとめ、海岸法に基づき、神奈川県が策定する海岸保全基本計画に位

置付け、整備を行っていきます。

なお、ふ頭内では主な公的施設を避難施設に指定しています。併せて、耐震基準を満たす3階以上の建物を所有する事業者には個別に、非常時の避難者受入れを依頼しており、避難場所の確保を進めています。

(2) 放射能汚染された下水道汚泥焼却灰の埋立は行わないこと。

<回 答>

(環境創造局) 下水汚泥焼却灰の埋立について、関係者の皆様から一定のご理解をいただけたことから、横浜市放射線対策本部会議において、埋立て処分方針を正式に決定いたしました。

平成27年1月以降、南本牧最終処分場の陸地化部分に試験埋立を行い、安全を確認してから、平成26年4月以降の焼却灰を対象に埋立てを実施します。

引き続き、周辺にお住まいの皆様や港湾関係者の皆様をはじめ、関係する方々には丁寧な説明を行い、安全を最優先に埋立てを実施してまいります。

【消防局】

1. 消防力の強化

(1) さまざまな災害を想定し、そのために必要な消防力の強化を図ること。

<回 答>

(消防局) 「横浜市消防力の整備指針」に基づき、引き続き本市に必要な消防力の維持・確保に努めていきます。

(2) 消防職員の健康管理を図るために、管理栄養士を配置し、巡回指導できるようにすること。

<回 答>

(消防局) 26年度より、健康管理嘱託員として消防局採用の保健師を配置して、各所属を巡回し、食生活指導などの健康教育を含めた、職員の健康管理や生活習慣病予防対策に取り組んでいます。

(3) コンビナート災害に対して、国に法改正を求めるとともに、本市独自で対応が出来る仕組みを検討すること。

<回 答>

(消防局) 消防法令に基づく適正な許認可業務に加え、公設消防機関と事業所が相互に火災防衛に係る知識、技術を高めることが重要であることから、平時から定期的に事業所経営陣との意見交換会や合同消防訓練を実施するほか、26年度より本市独自の取組として、事故発生時、かけつけた消防隊へ迅速に必要な情報を伝達できるように、新たに事業所側の情報提供者を定める制度を導入するなど、コンビナート火災等への対応強化に取り組んでいます。

2. 消防団

(1) 新入団員に、制服などの貸与品を速やかに手渡すこと。

<回 答>

(消防局) 消防団活動に最低限必要な被服である活動服装一式について、入団時に貸与できるよう事前の早期発注と主なサイズの在庫管理を実施することにより、入団時には速やかに貸与することとしています。

(2) 旧耐震基準の器具倉庫の耐震化が進むよう、計画をたてて更新すること。

<回 答>

(消防局) 消防団器具置場のうち、昭和 56 年に改正された建築基準法の「新耐震設計基準」施行以前に建設された器具置場については、本市の施設として優先度を考慮したうえで順次建替えを図っていくこととしており、27 年度は 10 棟の設計、6 棟の建設を実施します。

(3) 消防車両の更新は、15 年を基本にして計画的に行うこと。

<回 答>

(消防局) 消防車両(積載車)については、原則として、耐用年数を 15 年としていますが、使用頻度、走行距離などを考慮の上、メンテナンスと丁寧な使用によりできる限り有効に活用しています。

27 年度は 15 台を更新することとしておりますが、今後も、老朽化している車両から順次計画的に整備促進を図っていきます。

(4) 被服など一斉に更新する装備品については、団ごとに装備品が変わらないように、一斉に支給できる予算措置を行うこと。

<回 答>

(消防局) 消防団活動に必要な被服や装備については、計画的に整備していきます。

(5) 消防団員の報酬を国基準なみに引き上げること。

<回 答>

(消防局) 消防団員の報酬について、年額報酬は国基準相当額に引上げを行い、出勤報酬は活動実態に応じた適切な支給を行っていきます。

(6) 応急手当普及員の資格を他都市で取得した場合、認定期間内であれば、届け出だけで通用するよう要綱を改正すること。

<回 答>

(消防局) 他都市で応急手当普及員の資格を取得した場合、講習会における指導の経験や、指導者としての技術の確認を行うため、本市では 3 時間の応急手当普及員再講習の受講していただき、知識等が適当と認められた場合、本市の応急手当普及員認定証を交付しています。

また、再講習を受講することにより、本市で講習会を開催する際、必要な手続きや講習終了後の修了証発行方法について、併せて確認していただいております。

【水道局】

1. 水道料金の引き下げ

(1) 幼稚園・保育所などの社会福祉施設の水道料を減免すること。

<回 答>

(こども青少年局) [水道局] 保育所・幼稚園への上下水道料金の減免制度につきましては、経過措置を設け、段階的に減免率を引き下げ、平成 20 年度に廃止しており、改めて助成を行うことは考えておりません。

(2) 検針委託事業者に、救命救急や生活困窮者に対応できるよう、研修を行うこと。

<回 答>

(水道局) 横浜市が孤立予防対策として取組んでいる「緩やかな見守り」に、水道局としても地域サービスセンターと受託事業者が協力して参画しており、その取組の一環として、救命救

急講習を実施しています。

この他にも、児童虐待や認知症への対応研修などにも取り組んでいるところです。

今後も、訪問先で異変があった場合などに迅速に対応できるよう、研修機会の拡大に努めてまいります。

【交通局】

1. 市営地下鉄

(1) 災害や事故発生時の安全性確保のために、市営地下鉄に車掌の乗務を復活させること。

<回 答>

(交通局) ワンマン運転を実施するにあたっては、必要な安全対策設備を整えるとともに、適切な異常時対応ができるよう職員に対する教育訓練や健康管理を徹底するなど、ハード・ソフトの両面でお客様の安全を十分確保しております。引き続き、ワンマン運転支援を実施するとともに新たにホーム監視要員の導入等を検討してまいります。

(2) 浸水被害の可能性のある市営地下鉄施設は、沢渡及び花咲換気所に避難口を設置しているが、それにとどまらず、人員配置や避難ルートの整備等、防災について万全の備えを整えること。

<回 答>

(交通局) 大雨などによる浸水被害の恐れがある場合は、浸水想定区域内にある駅では洪水時の避難確保・浸水防止計画に基づき、気象情報に応じた警戒活動を行うこととしています。

また、ビルや他の公共施設と地下で接続している大規模な駅においては、相互に情報を共有するなど連携を深め、様々な面から対策を進めてまいります。

(3) 市営地下鉄ブルーラインのシールド工法部分からの漏水対策工事を急ぐこと。

<回 答>

(交通局) トンネルのひび割れや漏水の状態などの点検結果から、緊急に措置が必要な箇所は速やかに補修を実施し、その他の箇所については構造物の状態を区分し、優先順位をつけ、計画的に補修を実施しています。

特に塩害による劣化の著しい平沼町（横浜駅～高島町駅間）及び大江橋（桜木町駅～関内駅間）シールドトンネルについては、計画的に補修を実施する予定です。

2. 市営バス

(1) バス乗務員の賃金を市職員と同じにすること。

<回 答>

(交通局) バス乗務員を含めた交通局採用の職員の給与については、平成23年度に中長期的な経営状況の見通しを踏まえた労使協議を行い、現在の給料月額としたものです。

今後の給与体系については、中長期的な収支の見通しを踏まえ検討してまいります。

【病院経営局】

1. 市民病院の建て替えについて

(1) 市民病院としての役割発揮を第一目標として、できるだけ適切な予算での建て替え計画とすること。

<回 答>

(病院経営局) 高度急性期医療や政策的医療を中心的に担う病院としての機能を発揮するとともに、全体としてコスト抑制しながら基本設計を進めます。

2. 産科・周産期医療の充実

(1) 市民病院のNICU、GCUの看護師確保にあたっては、みなと赤十字病院にならい、最優先で取り組むこと。

<回答>

(病院経営局) NICU、GCUについては、必要な看護師を配置しております。

3. 脳血管医療センター

(1) 脳血管医療センターが整備目的や設立理念に添った運営を行うには、独立採算性には無理があるため、一般会計繰入金をこれ以上減らさないこと。

<回答>

(病院経営局) 平成24年度から、病院事業における一般会計繰入金については、基本的に地方交付税の算定基準等に基づいて積算するとともに、総務省繰出基準外の繰入金は原則廃止しています。

平成27年度以降も、政策的医療の提供も含め効率的な運営に努める一方で、公立病院としての役割を十分に果たしていくために必要なものは、明確な法的根拠や基準に基づいて繰り入れを行っていきたいと考えております。

なお、脳血管医療センター(※平成27年1月以降「脳卒中・神経脊椎センター」に改称)につきましても、従来の脳卒中分野だけでなく、神経疾患や脊椎脊髄疾患の分野にも診療機能を拡大・拡充し、経営改善を進めているところです。

【教育委員会】

1. 教職員の配置

(1) 35人以下学級は、国基準や県の方針にとどまらず、市独自で教員を配置して中学校を含む小学校3年生以上の学年でも実施すること。

<回答>

(教育委員会事務局) 現在、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、あるいは国の方針に基づき、35人以下学級を実施しております。学級規模については、法制度や人件費の財源確保などの課題があるため、国・県、政令市等の動向を踏まえて対応してまいります。

(2) 本来、正規教員を配置すべきところを臨任教員ですませている現状を解消するため、教員数確定要素を見直して、正規教員の採用枠を増やすこと。

<回答>

(教育委員会事務局) 定数の枠内で、可能な限り正規職員が配置できるよう、採用試験の合格者数を決定しております。合格者数を決定した後に生じる、定年退職以外の退職や児童生徒数の増減によるクラス数の変動などの不確定な要素がありますが、今後も、正規教員の確保に努めてまいります。

(3) 大きな効果があると喜ばれている学校司書について、2016年度までの全校配置計画を前倒しすること。学校司書は、司書資格をもつ専任の正規職員とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、25年度からの4年間で、小・中・特別支援学校全校に学校司書を順次配置しております。

今後も引き続き、月1回、年間10回程度の学校司書研修を計画的に実施するとともに、研修内容の精査や見直しを適宜図ることで、学校司書の専門性のさらなる向上を目指してまいります。

2. 学校施設整備

(1) 学校から要望が上がっている緊急度の高い修繕は、子どもの安全確保から時期を逸せず、学校特別営繕費を増額して早急を実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 依然として厳しい財政状況にありますが、子どもの安全が保たれるよう予算確保に努めてまいります。

(2) 学校ごとの施設保全計画を、それに見合う予算額を確保し、実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 保全計画では保全周期ごとに修繕工事を行いますが、現状では、限られた予算の中で、学校施設の状況を見ながら必要性の高い修繕工事を実施しています。

依然として厳しい財政状況にありますが、予算確保に努めてまいります。

(3) 中学校プールの拠点校方式は、あかね台中学校モデル事業の検証で問題点が明らかになったことから中止し、従来通り全校でプールを整備すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 中学校プールの拠点校方式については、モデル事業の検証結果を踏まえ、今後の方向性について検討を進めています。

(4) 引き続き、格技場のない学校への格技場設置を急ぐこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 本市では中学校147校(分校を除く)のうち、116校に武道場(格技場)を整備しており、31校が未整備となっております。武道場等の整備については、方法や手順を検討し、学校とも調整しながら、引き続き取り組んでまいります。

(5) 学校統廃合を機械的に進める「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」を教育の視点で見直すこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」では、小規模校には子ども同士よく知り合うことができ、人間関係が密になるといったメリットがある一方、切磋琢磨する機会が少なくなり、人間関係を修復する力や社会性が育ちにくいといった課題があるとしています。今後も引き続き、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化に努めてまいります。

3. 学校給食

(1) 中学校において、学校給食法に則った給食を自校方式で早期に実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 中学校昼食については、26年度に行ったアンケートの結果や学校施設の

現況調査なども踏まえ、26年12月に家庭弁当を基本とし、家庭弁当と配達弁当のどちらも選択できる環境を整え、当日注文できる業者弁当で補完する「横浜らしい中学校昼食のあり方」をまとめました。

今後はこのあり方を踏まえ、横浜型配達弁当（仮称）の28年度中の全校実施を目指して更なる充実に取り組んでまいります。

（2）小学校給食調理業務の民間委託は、食育の観点からふさわしくないため、やめること。

<回答>

（教育委員会事務局） 学校給食調理業務の民間委託につきましては、経費を削減しながら、調理従事者の柔軟な人員体制がとれるため、よりきめ細かな調理対応が可能になることや、主に低学年クラスへの給食運搬による給食時間のゆとりの確保などの効果があります。

また、バイキング給食など多様な献立の提供もできることから、今後も民間委託を実施していきたいと考えております。

なお、引き続き、食育の充実にも取り組んでまいります。

（3）小学校の学校栄養職員を、県からの配当定数の対象とならない学校も含め、全校に正規で配置すること。

<回答>

（教育委員会事務局） 学校栄養職員の定数は、法律の規定により県教育委員会が定めることとされており、県からの配当定数によります。

（4）給食食材の放射線測定は、小学校での校数を1日全市で1校から、1日ブロック別1校に増やすこと。

<回答>

（教育委員会事務局） 給食食材の放射性物質につきましては、引き続き、必要な検査を行ってまいります。

4. 障害児教育

（1）市立学校において、発達障害など「特別な支援」を要する生徒にも適切な支援ができるように、教職員配置、施設・設備面等の条件整備を行うこと。

<回答>

（教育委員会事務局） 教職員の配置については、標準法を基準とし、各学校の指導内容等の実態を吟味しながら市立学校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。

施設・設備面等については、今後個々の事例ごとに検討してまいります。

5. 教育条件の整備

（1）本市としては義務教育は無償の立場で対応しているとしているが、保護者負担を必要最小限の範囲にとどめるよう、保護者負担ゼロに向けて必要な予算措置を行うこと。

<回答>

（教育委員会事務局） 義務教育は無償の原則にたち、本市としても対応しており、保護者負担については、必要最小限の範囲にとどめるよう、学校長あて通知しております。

（2）就学援助は所得基準額を生活保護費引き下げ以前の水準にもどすこと。また、申請の窓口を学校ではなく教育委員会とし、郵送を基本とすること。

<回答>

(教育委員会事務局) 就学援助の認定にあたっては、所得金額から家庭状況を考慮した一定額を控除した上で、生活保護基準に当てはめており、他都市と比較しても適正な水準であると考えております。

申請窓口につきましては、学校において家庭環境の把握や書類不備の確認等を行いながら、学校長が、就学援助が必要な児童生徒として教育委員会へ申請書類を提出しております。郵送でのお申込みについては、各学校へお尋ねください。

(3) 日本語習得の指導を必要としている外国籍等の生徒のため、夜間学級の設置目的に日本語の指導を明記し、充実させること。

<回答>

(教育委員会事務局) 現在、横浜商業高校での日本語教室の利用の他、1時間目に課題別学習の時間を設け、個人の課題に応じた学習を行っています。今後も引き続き、基礎学力の一層の充実に向けて研究を進めてまいります。

(4) 2007年12月25日付け「通知」に基づく「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はやめること。

<回答>

(教育委員会事務局) 学校教育においては、国旗・国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てることはきわめて重要であることから、国旗及び国歌については、学習指導要領に則って指導してまいります。

(5) 高等学校の授業料無償化を復活するよう国に求めること。

<回答>

(教育委員会事務局) 高等学校授業料無償化の見直しについては、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を適正に行う為、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設け、低所得世帯の支援の拡充に充てるものです。本市としては、国の方針に則り、適切に対応していきたいと考えております。

(6) 朝鮮学校への補助金を予算計上し、交付すること。

<回答>

(教育委員会事務局) 国際情勢を鑑み、国際港都横浜における国際交流の増進及び私学教育の振興を図る趣旨に反する時は、補助の対象としないとしており、慎重に判断してまいります。

7. 教科書・副読本等

(1) 教科書採択は公開の原則に立ち、無記名投票はやめること。また、審議会答申を尊重すること。

<回答>

(教育委員会事務局) 教育委員会会議の採決方法は、横浜市教育委員会会議規則第27条で「採決の方法は、挙手、記名投票、無記名投票の3種とし、委員会において適宜これを採用する。」と定めております。

教科書採択に当たっては、静ひつな採択環境を確保し、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者である教育委員会の権限と責任において公正かつ適正な採択を行う観点から、規則に基づき教育委員会において採決方法を適宜決定してまいります。

また、市立学校で使用する教科書は、横浜市教科書取扱審議会の答申を踏まえ、「横浜市教

科書採択の基本方針」に示した採択の観点に基づいて慎重に審議を行い、教育委員会の権限と責任において採択しております。

今後も、関係法令等に基づき、公正かつ適正に採択を行ってまいります。

(2) 教科書の採択地区は、現行の全市1区から各行政区毎に戻すこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 採択地区の変更については、平成21年6月23日開催の横浜市教育委員会臨時会で審議し、承認され、神奈川県教育委員会に要望を提出し、平成21年10月15日開催の神奈川県教育委員会定例会にて、平成22年度から、横浜市教科書採択地区が1地区となることが決定されました。

(3) 横浜市作成の副読本「わかるヨコハマ」の関東大震災の記述において、朝鮮人虐殺の「虐殺」と軍や警察の関与が削除されたが、歴史研究の到達点に沿って、訂正すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 「わかるヨコハマ」は、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を加えながら発行しております。

2013年度版の改訂については、公的な資料などを参考に執筆者と協議しながら行ったものです。

今後も、教育基本法で示されている「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」などを大切に、学習指導要領に基づいた教育を進めてまいります。

8. 図書館の充実

(1) 山内図書館の指定管理者制度は中止すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 指定管理者制度については、現行の図書館サービス水準の維持・向上を目指す効率的な管理運営手法として導入しています。指定管理者選定評価委員会による第三者評価において、おおむね水準レベルの達成状況であるとの評価を得ています。地域の読書活動推進等において、図書館サービスの向上が期待できるため、指定管理を継続してまいります。

(2) 市民一人当たりの図書費・蔵書冊数・貸し出し冊数が政令都市で最下位となっている。図書館の増設計画を策定するとともに、図書費を大幅に増額し、利用者の蔵書要望に応えること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 図書館の新設・増設について現在計画はありません。図書費については、厳しい財政状況ですが、市民の皆さまの読書活動を推進するため、一部増額を予定しています。限られた予算の中でより多くの蔵書を揃える工夫については、引き続き努力を続けてまいります。